

第3次沼田市環境基本計画（案）

はじめに

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 環境基本計画の位置づけ.....	1
3 計画の対象範囲.....	2
4 計画期間.....	2
5 計画の基本的な考え方.....	2
第2章 現状分析.....	3
1 社会情勢.....	3
2 市の環境の特徴と過去からの変化.....	5
3 市の取組.....	8
4 市民の意識.....	14
5 市の環境から見えるもの.....	25
第3章 市が目指す将来像.....	26
1 市が目指す将来像.....	26
第4章 施策の体系.....	28
1 基本方針と施策.....	28
2 本計画の体系.....	29
第5章 施策の展開.....	31
第6章 んまた生物多様性地域戦略.....	52
1 本戦略の目的と位置づけ.....	52
2 生物多様性等に関する市の特徴と課題.....	53
3 本戦略の目指す姿と基本戦略.....	61
4 重点地域の設定と目標.....	62
第7章 推進体制と進行管理.....	64
1 推進体制.....	64
2 計画の進行管理.....	64
○用語の解説.....	67

専門用語等は、資料編の用語解説を参照してください。

なお、解説がある用語は、本文中最初に出てきた箇所に「*」を付与しています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

沼田市では、平成 15（2003）年に「沼田市環境基本条例」を制定し、環境の保全についての基本理念を定めました。そして、同条例に基づいて、平成 16（2004）年に第 1 次にあたる「沼田市環境基本計画」を策定以降、平成 22（2010）年策定の「改訂沼田市環境基本計画」を経て、平成 27（2015）年には「第 2 次沼田市環境基本計画」を策定し、現在まで、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年では、SDGs（持続可能な開発目標）※の下、環境・社会・経済における様々な課題の同時解決等に関し、世界的な共通認識の確立が進んでおり、環境問題を取り巻く情勢は大きく変化しています。

国においては、令和 6（2024）年 5 月に第六次環境基本計画※を閣議決定し、新たな方針による環境保全の取組が進み始めました。

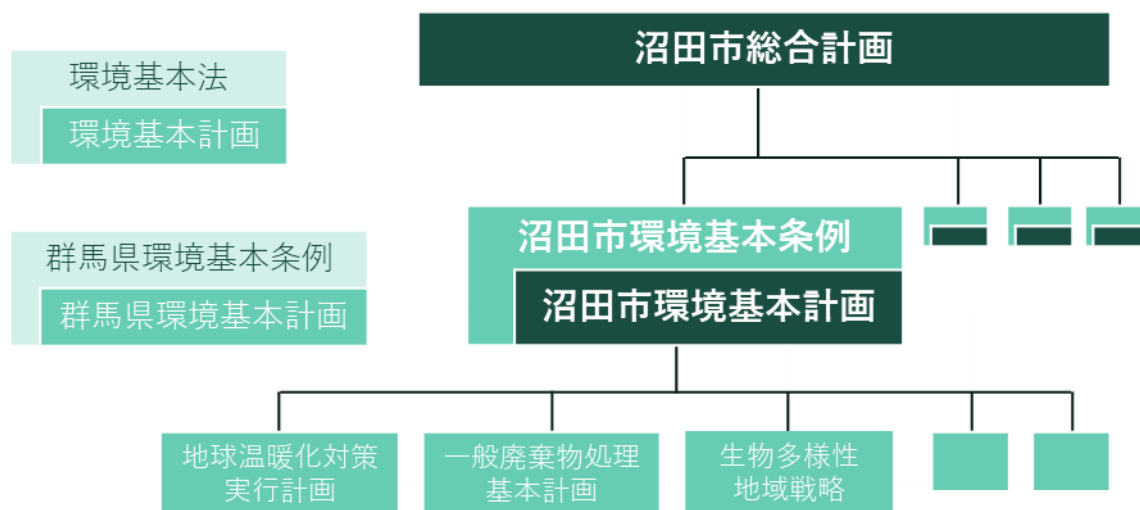
市においてもこのような社会情勢の変化を踏まえ、豊かな自然を代表とした市の貴重な財産を未来につなぐため、新たな基本計画を策定するものです。

2 環境基本計画の位置づけ

本計画は、沼田市環境基本条例第 8 条に定める環境保全等に関する目標であり、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。併せて、市民・事業者・市の各主体が環境の保全等に取り組む上での「道しるべ」としての役割を有しています。

また、この計画は、国や県の環境基本計画との整合性を図り、沼田市総合計画における環境面の取組を推進する計画として位置づけるものです。

なお、環境基本計画と併せて、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として「ぬまた生物多様性地域戦略」を新たに策定し、本計画書に内包します。



3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、沼田市全域とします。ただし、環境問題は、市内の局所的なものから、群馬県や国単位、そして、世界規模で対処すべきものまで多岐にわたるため、近隣自治体や県、国との連携についても考慮します。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年から令和 16（2034）年までの 10 年間とします。ただし、市を取り巻く環境・社会状況の変化を考慮して、計画策定後 5 年を目安として、計画の施策内容や指標等について見直しを行います。

5 計画の基本的な考え方

本計画を策定するに当たっては、以下の 3 つの考え方を基本とします。

- 1 市の環境に関する課題を、過去から現在までの環境の変化、現状から把握し、その特性に合わせた取組の方針を定める。
- 2 国際動向を考慮し、国・県の環境基本計画の主旨を踏まえた計画とする。
- 3 市民、事業者、市が目指すべき市の将来像を共有し、その達成に向け、各主体が取り組む事項をまとめる。

第2章 現状分析

1 社会情勢

近年の動向を取りまとめたものは以下のとおりです。

環境全般

気候変動

国際的な動向

SDGs（持続可能な開発目標）

平成 27（2015）年に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として SDGs が掲げられた。

これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となっている。

パリ協定

平成 27（2015）年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において採択された気候変動問題に関する国際的な枠組み。

グラスゴー気候合意

令和 3（2021）年 11 月に、2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べ 1.5 度以内に抑える努力をすることや、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃に実質ゼロとすることが合意された。

国の動向

第六次環境基本計画

環境基本法に基づく国の計画であり、令和 6（2024）年 5 月に閣議決定された。気候変動、生物多様性の損失及び汚染の 3 つを世界的危機として捉えると共に、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質※」（市場的価値＋非市場的価値）の実現を目指すという新たな発展の方向性を示している。

脱炭素社会の実現

令和 3（2021）年の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、パリ協定の目標や令和 2（2020）年に表明した「2050 年カーボンニュートラル宣言※」が基本理念として法に位置づけられた。

また、同年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことが目標として掲げられた。

県の動向

ぐんま 5 つのゼロ宣言

令和元（2019）年 12 月の宣言。「災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させる」ことを目的として、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の 5 つで構成されている。

群馬県地球温暖化対策実行計画

ぐんま 5 つのゼロ宣言の目標の 1 つである温室効果ガス排出量「ゼロ」を踏まえて令和 3（2021）年に策定した計画。温室効果ガス排出量の削減目標について 2030 年度に 50%削減（2013 年度比）、2050 年度に温室効果ガス排出量「ゼロ」を掲げられた。

資源循環

プラスチック廃棄物の越境規制

令和元（2019）年開催のバーゼル条約第 14 回締約国会議において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書改正が決議された。

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年開催の「G20 大阪サミット」において「2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」というビジョンが共有された。

第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づく国の計画であり、令和 6（2024）年 8 月に閣議決定された。

循環経済への移行が、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも資することが掲げられた。

第三次群馬県循環型社会づくり推進計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく群馬県の計画。令和 3（2021）年 3 月に策定され、令和 4（2022）年 3 月には、「群馬県食品ロス削減推進計画」「群馬県バイオマス活用推進計画」「群馬県海岸漂着物対策推進地域計画」の内容を追加する改訂を行った。

生物多様性※

昆明・モントリオール生物多様性枠組

令和 4（2022）年 12 月に採択された生物多様性に関する新たな世界目標の枠組。2050 年ビジョンとして「自然と共生する世界」を掲げたほか、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という 2030 年ミッションの設定と、それらの具体的なゴールを描いた 2050 年グローバルゴール、2030 年グローバルターゲットなどで構成された。

生物多様性国家戦略 2023-2030

昆明・モントリオール生物多様性枠組に基づき、令和 5（2023）年 3 月に策定。2050 年ビジョンに「自然と共生する社会」、2030 年に向けた目標に「ネイチャーポジティブ（自然再興）※の実現」が掲げられた。

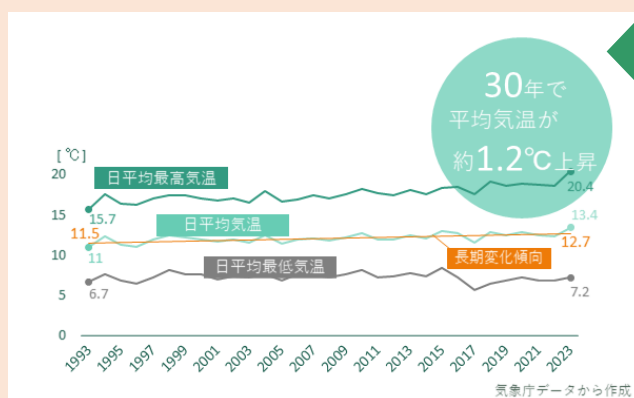
30by30（サーティ・バイ・サーティ）

2030 年までのネイチャーポジティブの実現へ向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標が掲げられた。

生物多様性ぐんま戦略

生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略。平成 29（2017）年 3 月に策定された。県内の各地に存在する個性豊かな自然環境とそれによって育まれてきた文化や産業を「地域の宝」として保全しながら利用を進めていくことで好循環を促し、豊かな自然を未来につないでいくことを目指している。

2 市の環境の特徴と過去からの変化

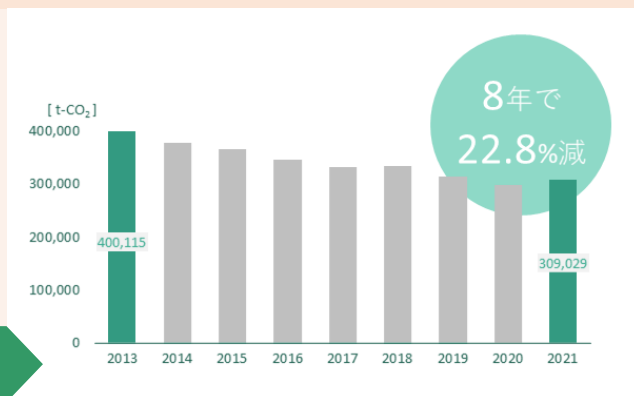


変化

日平均気温等の年別平均

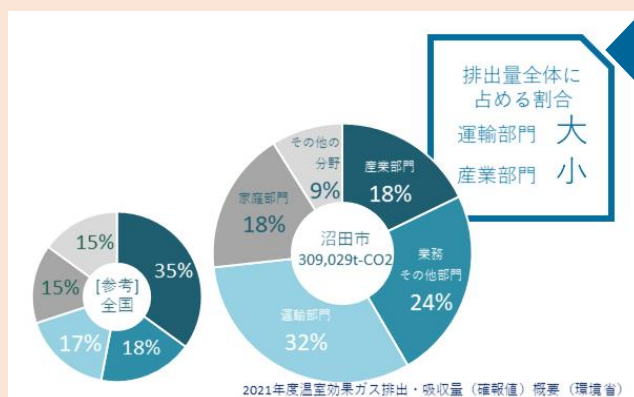
市の平均気温は30年間で約1.2℃の上昇が見られます。この要因としては地球温暖化による影響が考えられます。全国の気温上昇と比較しても、市の気温は上昇幅が大きい傾向にあります。

市内全域から排出される温室効果ガス排出量は過去8年間で22.8%減少しています。温暖化対策が進んでいる一方で、市としての目標達成には更なる取組が必要です。



市域の温室効果ガス排出量

変化

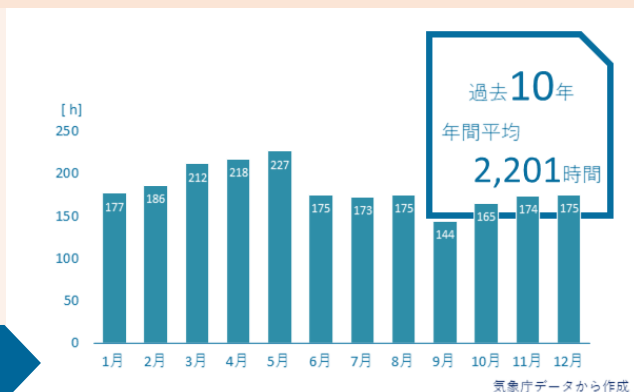


特徴

温室効果ガス排出量の内訳

市内全域から排出される温室効果ガス排出量の内訳を全国の排出量内訳と比較すると、特に運輸部門の排出量の割合が大きく、産業部門の排出量の割合が小さい傾向があります。

市の日照時間は過去10年間の平均で2,201時間です。全国主要都市と比較しても日照時間が長い特徴があります。



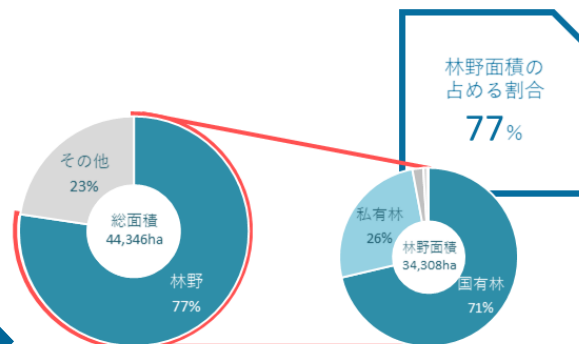
月別平均日照時間

特徴

本頁は「沼田市環境基本計画の改訂に向けた基礎調査報告書」の内容から、特に市の環境として特徴的なもの、重要なものを抜粋しています。調査内容の詳細は市 HP 掲載の報告書をご覧ください。

QR
コード

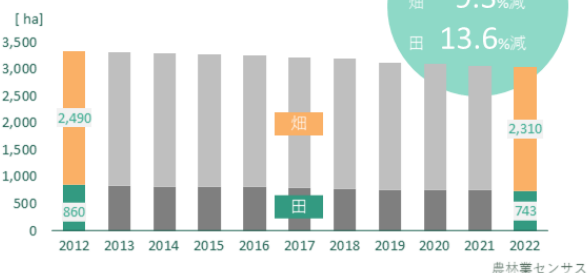
市の土地のうち、林野面積が約 77%という大きな割合を占めています。中でも国有林の面積が多く、市の豊かな自然や生物多様性の形成に寄与しています。



令和 5 年沼田市統計書、令和 2 年農林業センサス

市の林野割合とその内訳

特徴

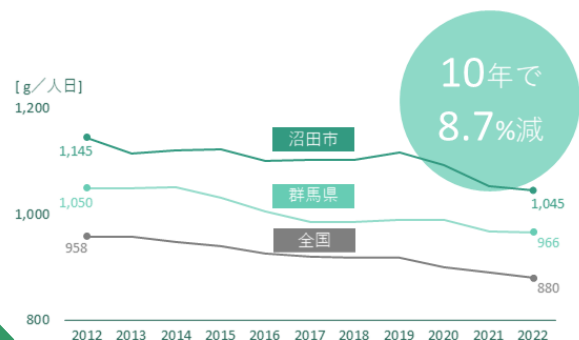


変化

農地の経営耕作面積

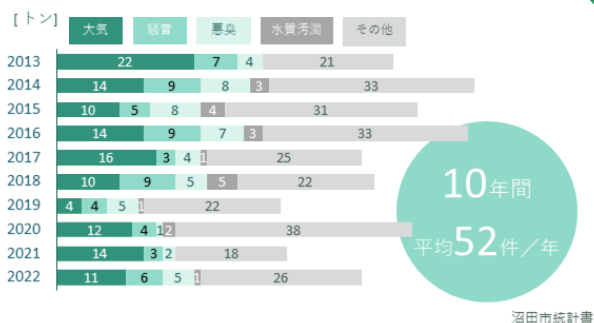
田・畑の耕作面積は減少傾向にあります。耕作放棄地の増加は、生活環境に悪影響を及ぼすとともに、鳥獣被害の増加を生じる懸念があります。

市の市民 1 人当たりが 1 日に排出する一般廃棄物の量は、過去 10 年間で 8.7%減少しています。しかしながら、群馬県や全国と比較して、市の排出量が多い水準にあり、更なる削減の取組が必要です。



1 人 1 日当たり一般廃棄物排出量

変化



変化

公害苦情対応件数

市が対応する公害苦情の件数は概ね横ばいで推移しています。苦情の内容では、屋外の燃焼行為を起因とする大気汚染関係の苦情や、空き家・空き地を起因とする生活環境の苦情が多い傾向にあります。

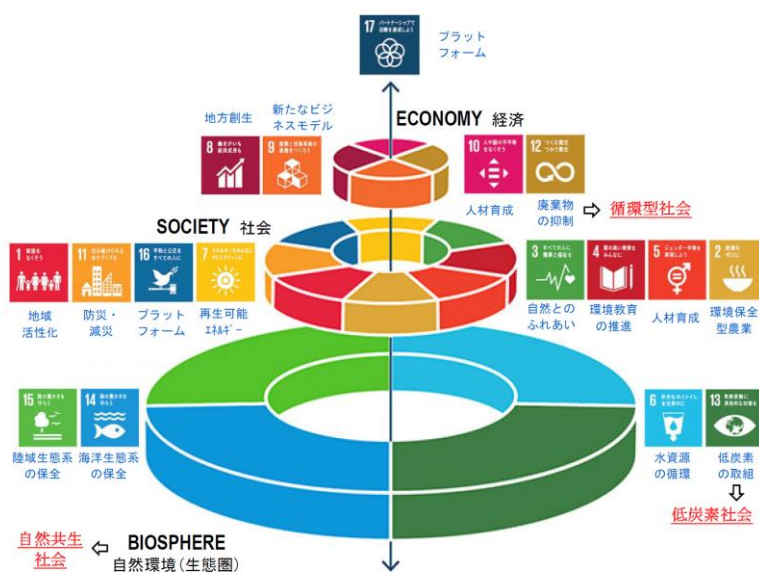
コラム SDGs（持続可能な開発目標）

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、全世界共通の国際目標として平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、地方公共団体等の多様な主体が連携して行動することが求められています。また、SDGs の 17 のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



下図は 17 の目標を 3 層に分類して総合的に整理した「SDGs ウエディングケーキ図」です。「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然) 環境」に支えられて成り立つという考え方を示しています。土台となる「環境」の保全が、私たちが目指す社会の実現において、最も基礎的で重要であることが、この図から読み取ることができます。



出典：森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き（環境省）
（Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記したもの）

3 市の取組

(1) 森林文化都市宣言

市では、平成2（1990）年12月に全国で初めてとなる「森林文化都市宣言」を行い、取組を推進してきました。

森林文化都市宣言
私たち沼田市民は、あらゆる生命の基盤である豊かな森林にかこまれたまちを誇りとし、人と自然が真にふれあう理想のまちをめざします。 それは、このまちに住む人・訪れる人がつくるうるおいと文化のかおり高いまちであります。 ここに、森林文化につつまれた人間都市・沼田の創造をイメージして「森林文化都市」を宣言します。

令和7（2025）年には、「森林文化都市宣言」から30年以上が経過する中で、改めて本宣言に掲げる理想の都市像を創造するために、今後、実施を検討する具体的な施策について記載した計画として「森林文化都市アクションプラン」を策定しました。

同計画は、市の総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略といった上位計画に即して策定した個別計画ですが、その趣旨から、環境施策としての側面を持つ事業計画案が多く掲げられており、その具体化に向けた取組を推進しています。



(2) ゼロカーボンシティ宣言

令和4(2022)年2月22日に、2050年までに二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ※」を宣言し、市民、事業者、市が一層連携・協働しながら地球温暖化対策に取り組んでいくこととしました。



沼田市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で干ばつや洪水等の気象災害が観測されています。我が国においても、年平均気温の上昇のほか、これまで経験したことのない豪雨によって各地で甚大な被害が発生するなど、私たちの日常生活のみならず、財産や生命までもを脅かす状況となっています。

2015年に採択されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に共有されました。2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の特別報告書では、「地球規模での気候変動、環境変化の深刻化を抑えるには、2050年前後までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」とされ、我が国も2020年10月、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。また、持続可能な開発目標(SDGs)においても、気候変動への具体的な対策等が掲げられており、これらの理念や視点に立った行動が求められています。

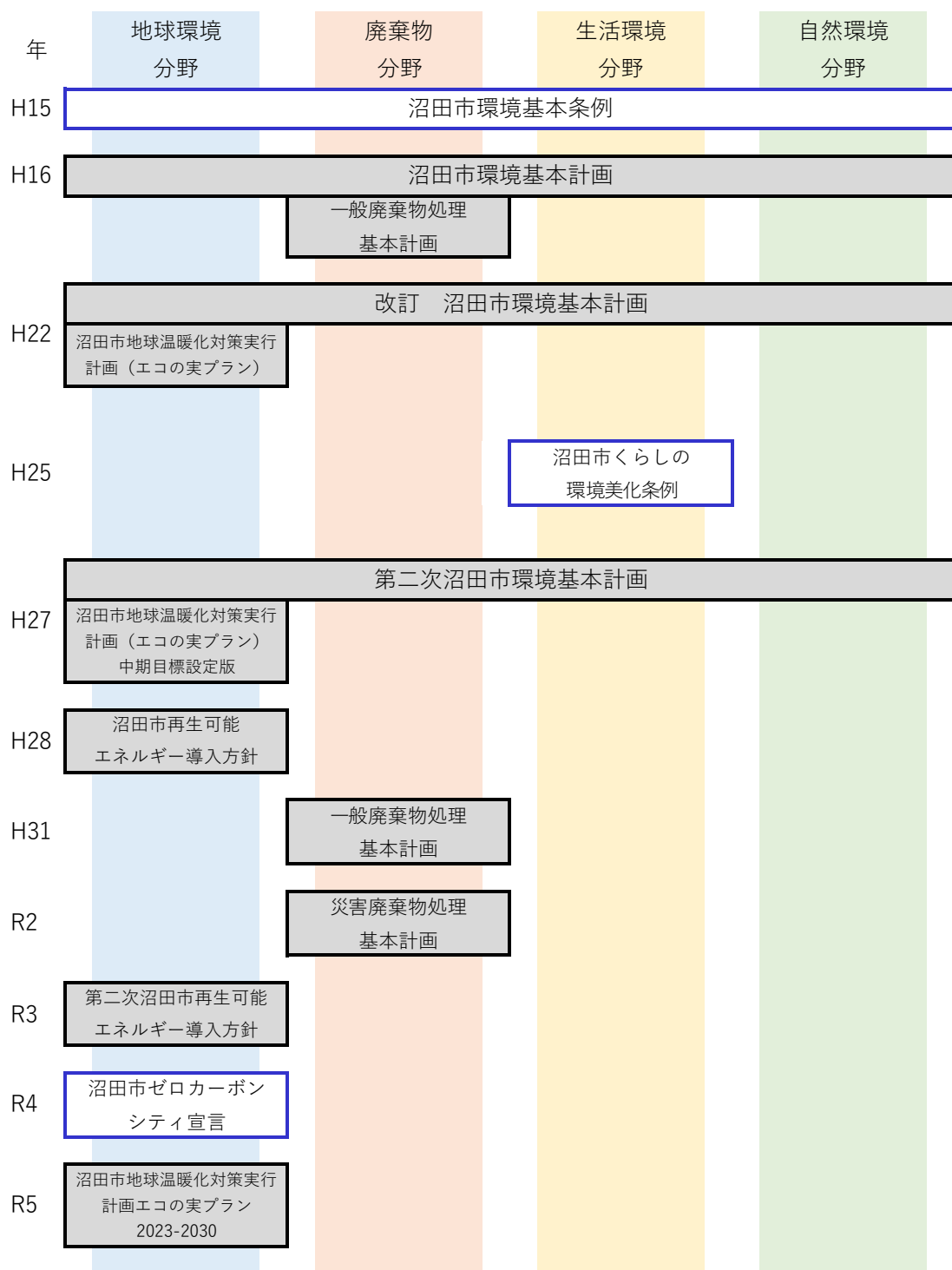
私たちが暮らす沼田市は、豊かな森林、清らかに澄んだ水・空気など、自然の恵みを受けつつ発展してきました。そして、平成2年12月、人と自然が真にふれあう理想のまちを目指して「森林文化都市宣言」を行いました。私たちの誇りである豊かな自然や貴重な歴史的・文化的な資源は、先人たちがたゆまぬ努力で築き上げ、守ってきた大切な財産です。気候変動のリスクを低減し、かけがえのない財産を未来につなぐため、市民や事業者の皆様と一層連携・協働しながら地球温暖化対策に取り組み、2050年までに二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことをここに宣言します。

令和4年2月22日

沼田市長

(3) 環境関係計画等の変遷

市では、公害や廃棄物問題の顕在化や地球環境への関心の高まり等を背景として、平成 15（2003）年 3 月に、沼田市環境基本条例を制定しました。平成 16（2004）年 3 月には、第 1 次当たる「沼田市環境基本計画」が策定され、以降、各分野の個別計画の策定や計画改訂が行われてきました。主な計画策定等の変遷については下図のとおりです。



第二次計画の策定以降、特に地球環境分野において計画の策定や改訂を多く行っています。これは地球温暖化対策の重要性の国際的な高まりを受け、市においてもその取組の重要性が増したことによるものです。

令和 4（2022）年には、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」や地球温暖化対策計画の改訂を背景に、「沼田市ゼロカーボンシティ」宣言を行い、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという新たな目標に向け、「沼田市地球温暖化対策実行計画エコの実プラン 2023-2030」を策定し、取組を推進しています。

廃棄物分野においては、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物の適正な処理を行うため「一般廃棄物処理基本計画」を適宜策定するとともに、令和 2（2020）年には、大規模地震やその他自然災害により発生する災害廃棄物について、適正かつ迅速に処理し、市民生活の速やかな復旧・復興を図ることを目的とした「災害廃棄物処理計画」を策定しました。

また、一般廃棄物処理施設の老朽化や今後予想される人口減少や少子高齢化の影響を考慮し、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の 5 市町村における広域処理に向けた検討を進めてきました。現在は、合意書及び協定書の締結を経て、広域処理に向けた取組を本格的に推進しています。

生活環境分野においては、公害防止のためのモニタリングを継続的に続けるほか、平成 25（2013）年に制定した「沼田市くらしの環境美化条例※」を推進し、良好な生活環境の保全に取り組んでいます。

自然環境分野においては、市の豊かで特徴のある生態系を守るための活動や啓発を実施してきました。近年では、市の中でも特に特徴的な自然環境・生態系を有する玉原高原を市民・事業者・市が連携・協力して保全していくことを目的とした協定を締結する等、新たな取組を推進しています。

（４）第二次計画の取組結果

第二次計画においては、施策の基本方針となる 6 つの柱を定め、それぞれに取組内容を列記し、毎年度、庁内において、取組内容の実施状況と評価を取りまとめ、これを環境審議会に報告し、年次報告書として集約してきました。この年次報告書の取りまとめ結果を基に、計画期間の取組結果を下表のとおりまとめました。

計画期間において「継続的な取組を実施している」ものは 24 項目で、全体の約 6 割を占めています。一方で「継続的に取組を実施しているが効果が限定的」なものが 5 項目、「過去に取り組んでいたが現在は実績がない」ものが 3 項目、「計画期間中の実績がない」ものが 7 項目あります。

現行計画における市の取組結果		
6つの柱	項目	総評
1 自然環境の保全と再生 ●森林環境の整備 ●水環境の保全	森林整備事業	○
	森林機能の保全	-
	林業の担い手育成	○
	森林ボランティアとの連携	▼
	森林・木材に親しむ体験教室	○
	地場産木材活用の普及啓発	△
	水源環境のための森林整備	-
	河川環境の整備	-
2 自然との共生 ●自然との共生エリアの創出 ●事業活動における環境負荷の低減	生物多様性の確保	○
	有害鳥獣対策	○
	玉原高原の保全と活用	○
	自然を知り親しむ体験教室	△
	田園空間の保全と整備	○
	農地の適正管理、耕作放棄地対策	○
	開発事業や事業活動における環境への配慮	○
	情報提供施設の整備・充実	-
3 生活環境の保全 ●快適な生活環境の確保 (安心してくらす安全で快適な環境づくり)	来訪者、利用者のルールづくり	-
	生活雑排水処理	○
	公害防止対策	○
	不法投棄対策	△
	野焼き等の防止	○
	公共交通機関の充実	○
	地域美化	△
	都市緑化の推進	○
	緑化、花いっぱい運動の推進	○
	景観の形成	▼
	自然災害の軽減	○
	放射線対策	○
4 循環系社会の構築 ●ごみの発生・排出量の削減 廃棄物の適正な処理と資源化の推進	空き家対策	○
	ごみの分別の徹底	○
	廃棄物適正処理の推進	○
5 地球温暖化の防止 ●低炭素社会の実現	資源リサイクルの推進	▼
	地域での温室効果ガス対策の推進	○
	再生可能エネルギーの活用推進	○
6 協働による環境像の実現 ●市民・事業所・市の協働による環境問題への取り組み ●環境を保全する人づくり	カーボンオフセット事業の推進	-
	環境活動団体との連携	○
	環境啓発イベント等の開催	○
	環境教育の推進	△
	環境ボランティアの創出	-
【総評の記号】 ○ 継続的な取組を実施している、△ 継続に取組を実施しているが効果が限定的、 ▼ 過去に取り組んでいたが現在は実績がない、- 計画期間中の実績がない		

(5) 個別計画の進行状況

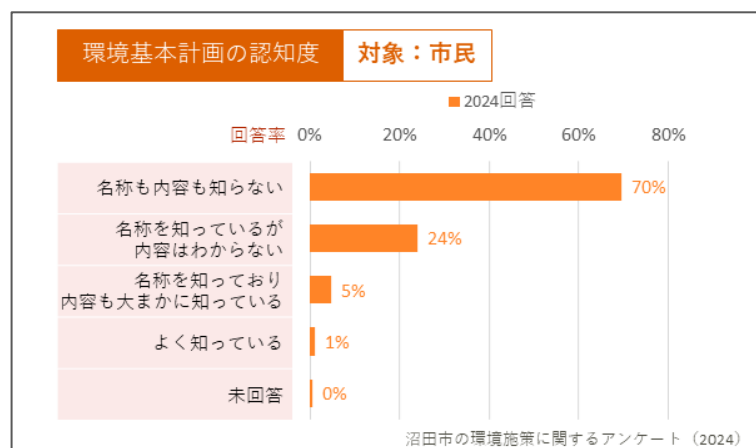
環境基本計画に紐づく個別計画では、具体的な目標値を設定し、取組を推進しています。各目標値に対する進行状況は下表のとおりです。

計画名	指標	基準年度	実績年度	目標年度	備考
		基準値	実績値	目標値	
沼田市地球温暖化対策実行計画 エコの実プラン 2023-2030	沼田市全域の温室効果ガス排出量	2013 (H29)	2021 (R3)	2030 (R12)	削減傾向が続いているが、更なる取組が必要
		400,115 [t-CO2]	309,069 [t-CO2]	206,059 [t-CO2]	
	沼田市役所の温室効果ガス排出量	2013 (H29)	2023 (R5)	2030 (R12)	削減傾向が続いているが、更なる取組が必要
		3,803,681 [kg-CO2]	3,247,502 [kg-CO2]	1,958,895 [kg-CO2]	
第二次沼田市再生可能エネルギー導入方針	再生可能エネルギーの導入量（最大出力）	2015 (H27)	2024 (R6)	2025 (R7)	目標値には至らないが、導入量増加が実現している。
		69 [kWh]	5,313 [kWh]	5,335 [kWh]	
沼田市一般廃棄物処理基本計画	1人1日当たりごみ排出量	2017 (H29)	2021 (R3)	2023 (R5)	R5年度中間目標を達成
		1,118 [g/人日]	1,054 [g/人日]	1,061 [g/人日]	
	リサイクル率	2017 (H29)	2022 (R4)	2023 (R5)	リサイクル率は減少傾向にあり、目標達成には至らない。
		17%	16.1%	19%	
	污水处理人口普及率	2015 (H29)	2023 (R5)	2027 (R9)	普及率増加傾向が続いているが、更なる取組が必要
		80.3%	84.2%	90.0%	
	生活排水処理率	2017 (H29)	2023 (R5)	2023 (R5)	R5年度中間目標を達成
		70.5%	83.0%	78%以上	

4 市民の意識

(1) 沼田市環境基本計画の認知度

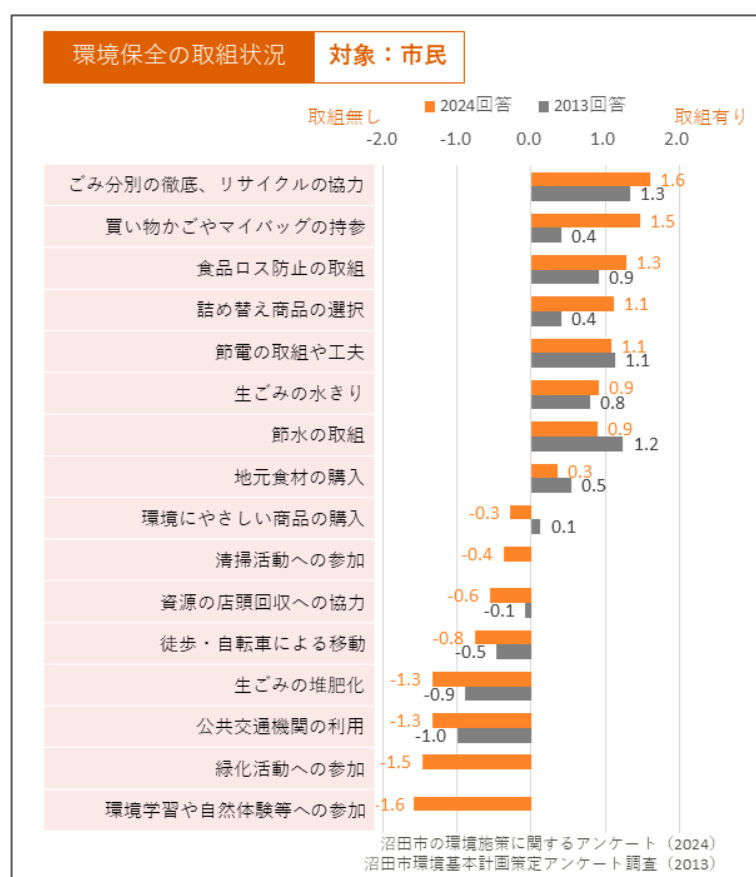
市民の環境基本計画に対する認知度についての調査では、「名称も内容も知らない」の回答が約 70%でした。調査の実施時期が第二次計画策定から 10 年目であることを踏まえても、低い認知度であることから、認知度向上に向けた取組が必要です。



(2) 環境保全の取組状況

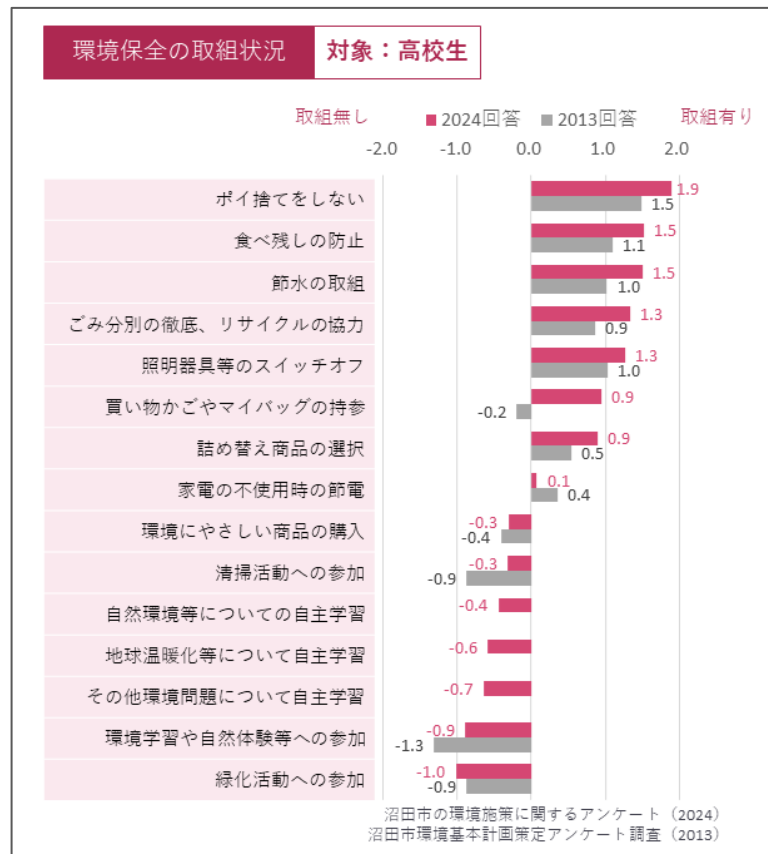
市民の環境保全の取組状況では、ごみの排出に関する取組や、買い物における取組、節電・節水、食品ロス防止等の取組については、多くの人が取り組んでいます。一方、環境保全活動への参加や公共交通機関の活用、徒歩・自転車による移動等の取組については、十分に取り組まれてない状況です。

時間や手間が掛からない取組については、改善傾向が強い一方、移動や活動参加等の取組では取組が減る傾向が見られます。



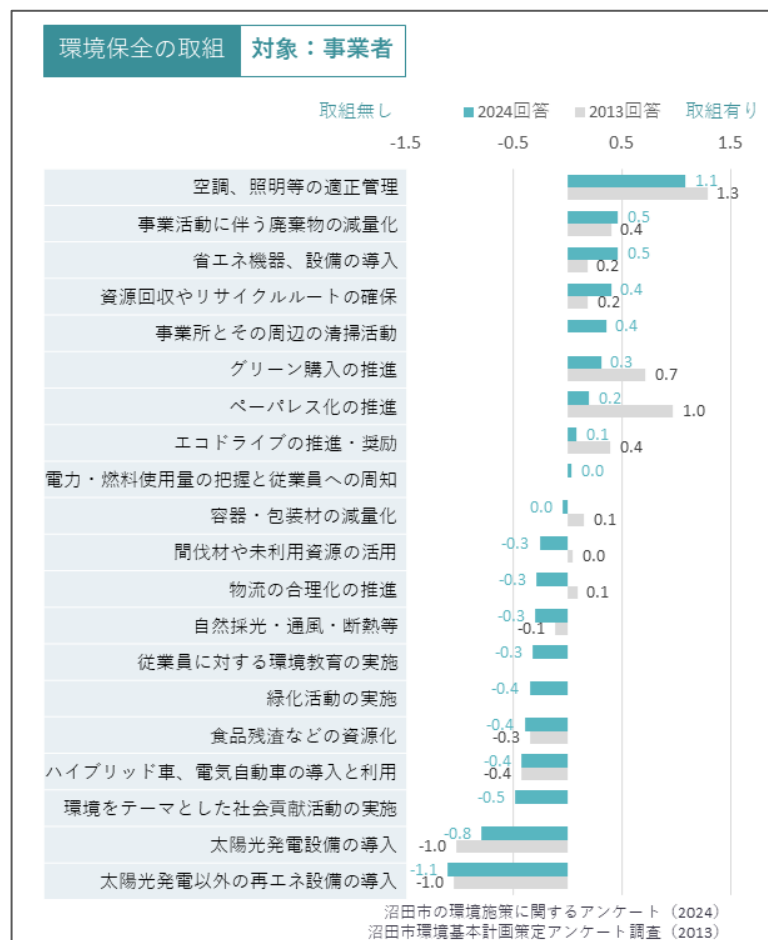
高校生を対象とした調査においても、回答の傾向は同様であり、ごみの排出に関する取組や、買い物における取組、節電・節水、食品ロス防止等の取組については、多くの人に取り組んでいます。

平成 25 (2013) 年実施の調査との比較では、全体として改善傾向が見られており、高校生世代の環境意識が向上していることが要因であると考えられます。



事業者を対象とした調査では、事業活動において特にランニングコストに直結する設備等についての省エネ化が実施されている結果がみられます。一方、再生可能エネルギー※の導入や電気自動車の導入といった追加的投資については、取組が十分ではないという結果です。

平成 25 (2013) 年実施の調査との比較では、グリーン購入やペーパーレス化の推進の取組が大きく低下していますが、取組が一定程度進んだ結果である可能性が考えられます。



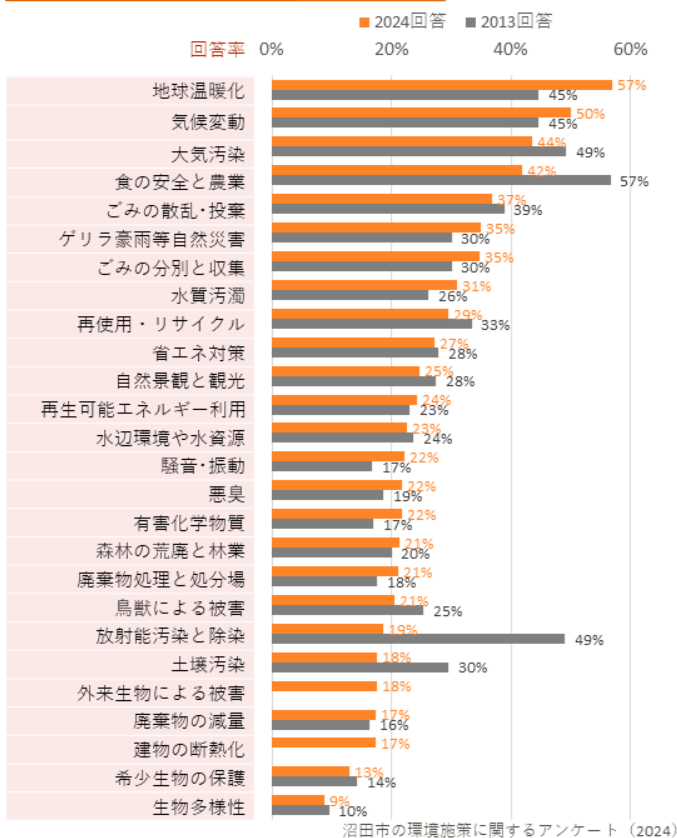
(3) 環境問題に対する関心度

環境問題に関する関心度では、特に地球温暖化及び気候変動の関心が高まっています。ほかにも、日常生活に密接な関わりがある大気・水質等の公害の問題、食・農業、ごみに関連した問題に対する関心が高い回答率となっています。

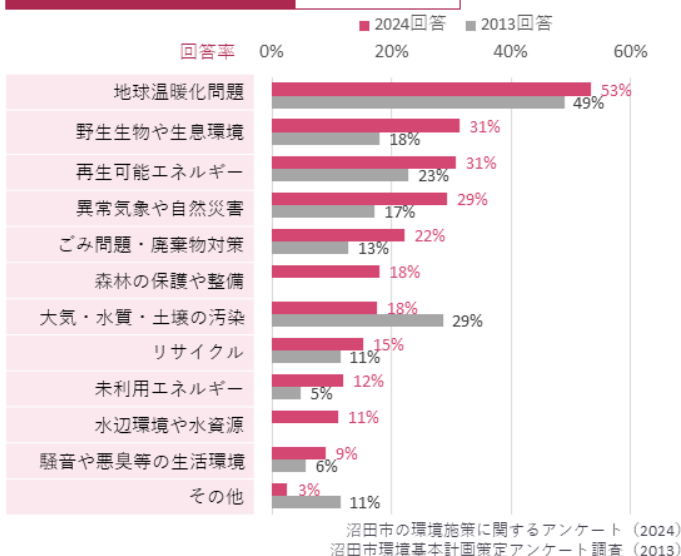
平成 25 (2013) 年実施の調査では、平成 23 (2011) 年に発生した福島第一原発事故による市内の放射能汚染により、大きな関心のあった項目が、同事故による影響の低下に伴って関心度の低下が見られます。

高校生を対象とした調査においても、最も関心が高い項目は地球温暖化問題です。併せて、その対応策となる再生可能エネルギーについても関心が高い点が、市民を対象とした調査との違いとなっています。その他、生物に関する項目についても高い関心が見られます。一方、大気・水質・土壌といった公害の問題については関心が低い結果です。

環境問題に対する関心度 対象：市民

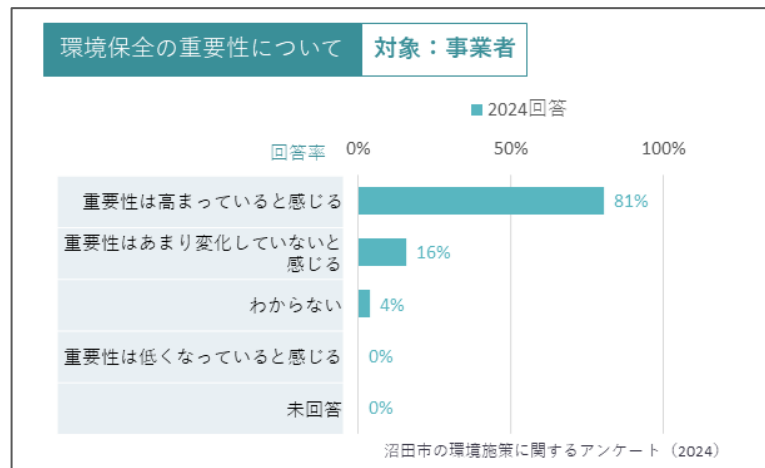


環境問題に対する関心度 対象：高校生



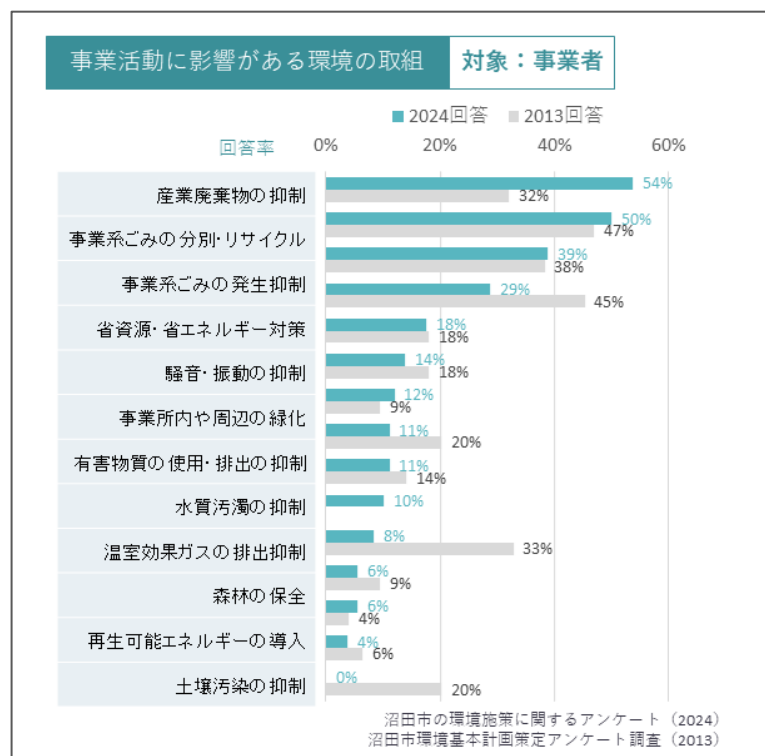
(4) 環境保全と事業活動の関わり

事業における環境保全の重要性についての調査では、環境保全の重要性が 10 年前と比較して高まっているという回答が 8 割を占めており、社会的な意識の変容が見られます。

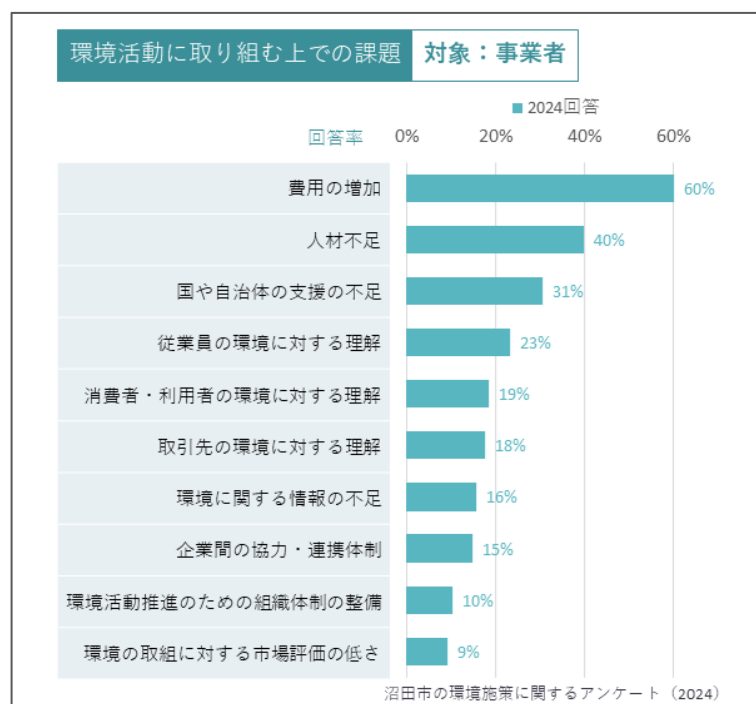


事業活動に影響がある環境の取組では、廃棄物に関連した取組の回答率が特に高く、省資源・省エネルギー対策や公害対策がこれに続いて高い傾向にあります。

平成 25 (2013) 年実施の調査で回答率が高かった温室効果ガスの排出抑制については、回答率が低下しています。

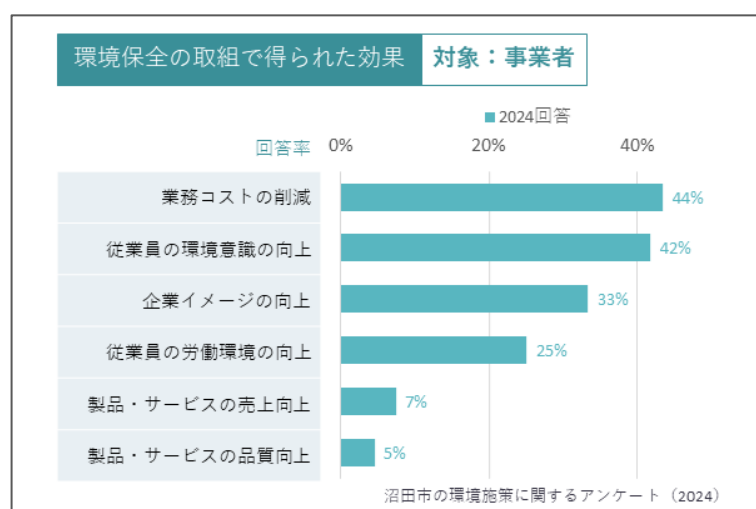


事業者が環境活動に取り組む上での課題では、費用の増加という回答が最も多く、次いで人材不足や支援の不足が高い回答率となっています。



事業者が環境保全に取り組むことで得られた効果としては、業務コストの削減という回答が最も多い結果です。

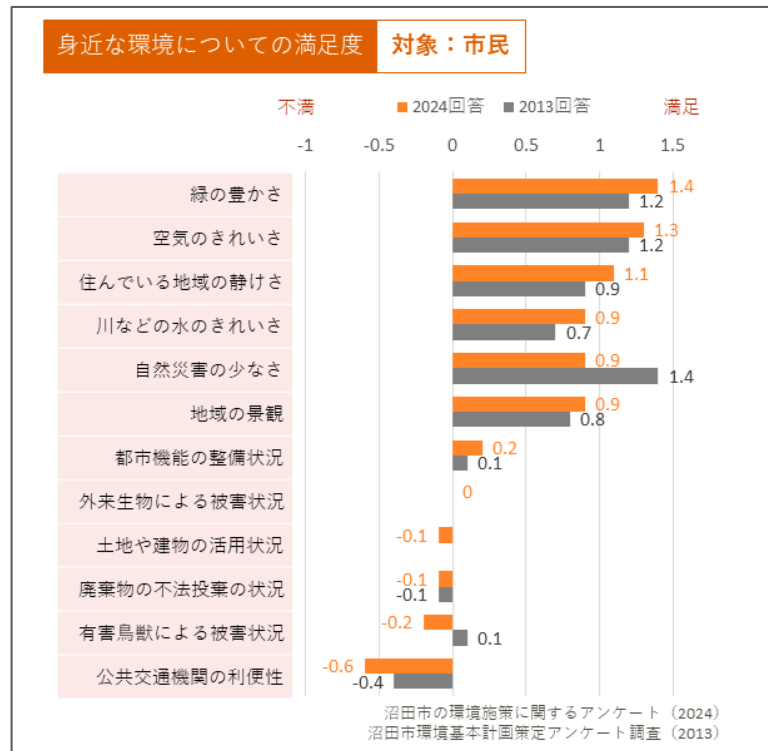
上記の調査結果を踏まえると、事業者が設備投資等を行う上では、初期費用を掛ける点で課題がある一方、取組を実施することで維持管理費用を削減する効果が得られることが利点になるといえます。



(5) 市の環境に対する満足度

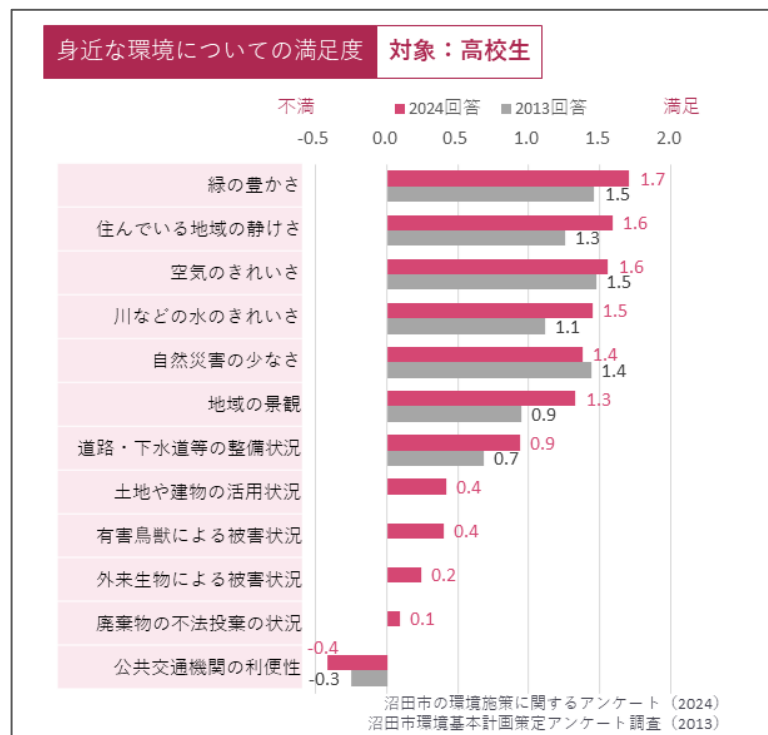
身近な環境について満足しているかの調査では、緑の豊かさ、空気のきれいさ、水のきれいさといった自然環境面での満足度が高い傾向にあります。

生活環境に関連する項目では、住んでいる地域の静けさが高い満足度である一方、土地や建物の活用状況、廃棄物の不法投棄の状況、有害鳥獣による被害状況、公共交通機関の利便性の満足度が低い傾向にあります。森林と居住圏が近い、人口の密度が低いといった中山間地が持つ特徴による影響が見られるものと考えられます。



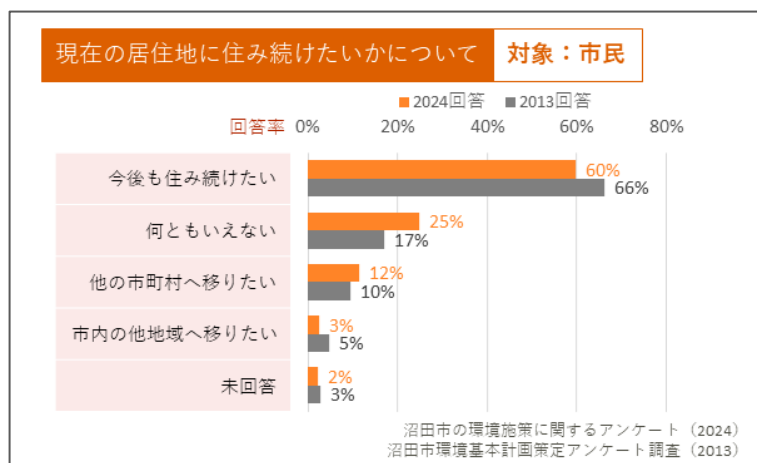
高校生を対象とした調査でも満足度の傾向は同様です。

全体として、市民を対象とした調査よりも満足度が高く、平成 25 (2013) 年実施の調査の回答と比較しても改善傾向にあることがわかります。



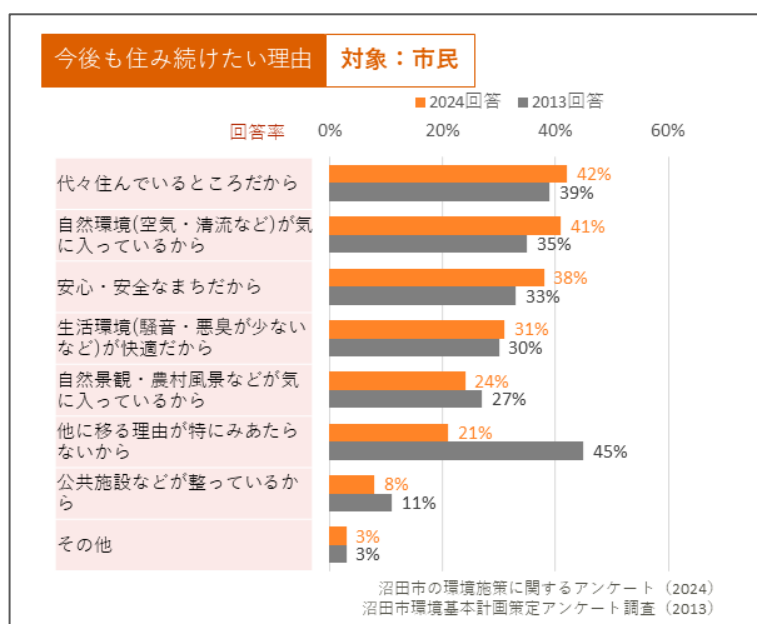
現在の居住地に住み続けたいかの調査では、今後も住み続けたいという回答が6割と最も高い回答率です。

平成 25 (2013) 年実施の調査の回答と比較すると今後も住み続けたいという回答の割合が若干低下していますが、全体で大きな意識の変化はないと考えられます。

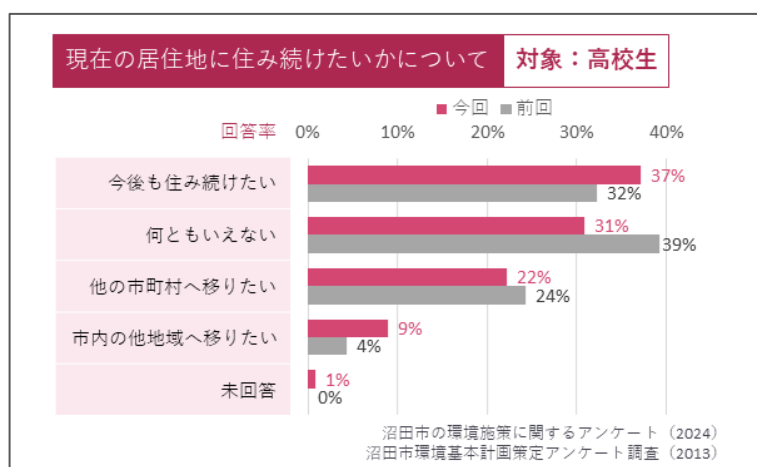


住み続けたいと回答した理由では、自然環境、生活環境等を気に入っているといった回答が多く、環境面での満足度が居住を続ける一因となっていると考えられます。

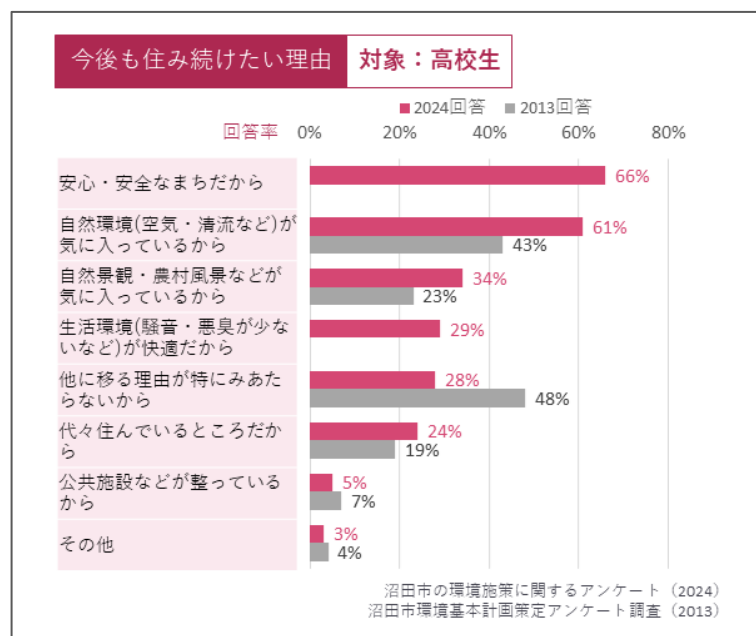
平成 25 (2013) 年実施の調査との比較では、他に移る理由が特に見当たらないという回答が減っており、より積極的な理由が挙げられています。



高校生を対象とした調査では、今後も住み続けたいという回答が最も多いものの、全体の4割に満たず、市民を対象とした調査と比較すると低い回答率となっています。しかしながら、平成 25 (2013) 年実施の調査と比較して改善傾向にあります。



住み続けたいと回答した理由では、市民対象の調査と同様、自然環境、生活環境等を気に入っているといった回答が多く、環境面での満足度が居住を続ける一因となっていると考えられます。



(6) 意見交換の実施結果

市の環境政策について、意見を聴取するため、市民、事業者を対象とした意見交換の場を設けました。

①市民対象の意見交換結果

開催日	令和 6（2024）年 8 月 17 日(土)
名称	ぬまた未来共創会議 Vol.6
対象	市民
概要	市の他計画と一括して意見交換
参加人数	計 37 名（二部制で開催）

この意見交換は、市民を対象として、住んでいて良かったこと・困ったこと、20 年後の市の姿などを題材として実施しました。環境に限らず、様々な意見が出されましたが、特に環境が関係する内容を抜粋して下表にまとめました。

	意見	傾向※
保全と再生の自然環境	自然が豊かである。	▲▲
	水がきれいである。	▲▲
	木育を進めていくべき。	—
	森林資源の活用が少ない。	▼
	林業の衰退に対する懸念	▼
自然との共生	野菜・果物が美味しい。	▲▲
	スキー、登山等の観光資源としての価値を持っている。	▲
	生活空間と自然が密接している。	—
	生物多様性の回復を進めるべき。	—
	耕作放棄地がある。	▼
	鳥獣による被害が心配である。	▼▼
生活環境の保全	災害が少ない。	▲▲
	程よく静かで住みやすい。	▲
	空き家が多い。	▼
	公共交通が不便	▼▼
地球温暖化防止	気候変動に対応した農業の実施	—
	エネルギーの地産地消が必要	—
	移動に自動車が必要	▼▼

※「傾向」の凡例

▲肯定的な意見

▲▲肯定的な意見の中で特に多く出された意見

▼課題となる意見

▼▼課題となる意見の中で特に多く出された意見

—その他の意見

市の自然の豊かさ、水のきれいさ、農作物の品質の高さ等の自然的な価値に由来する肯定的な意見が多く見られた一方、森林整備や耕作についての課題が挙げられています。生活環境の面では、特に市の地理的特性として、災害が少ないという意見が多く挙げられています。また、公共交通の不便さと、それに起因する自動車の利用についての課題が多く挙げられています。

②事業者対象の意見交換結果

開催日	令和 6（2024）年 8 月 27 日(火)
名称	ぬまたの環境を考える意見交換会
対象	事業者
概要	環境の課題とその解決策について意見交換
参加人数	計 13 名

この意見交換では、事業者を対象として、市の環境の課題とその解決策について意見交換を実施しました。農業、林業、観光業、郵便業、通信業、金融業、建設業等、多岐にわたる業種の方に参加いただきました。その結果を下表にまとめました。

	課題	解決策の提案
保全と自然環境の再生	森林資源が豊富であるが、所有者がその価値を把握していない。	地元の木材の利用に対する補助制度の実施、間伐材の有効活用
	森林経営計画外の伐採は未利用材の活用がされずに山林内に放置されている。	
	管理されていない森が多い。	
	林業の担い手不足	
自然との共生	野生生物による農作物被害	
生活環境の保全	屋外焼却を行う住宅がある。	
	行政の空き家対策が充分でない。	
循環型社会の構築	従業員のごみ分別の意識が低い。	従業員との話し合いで理解を深める。
	ごみの分別が難しい	わかりやすい分別方法の広報
	紙の使用量が多い、ペーパーレス化が進んでいない。	組織でのルール作り
	プラスチック製品の廃棄に大きな経費を要する	

地球 防 止 温 暖 化	温暖化による気候変動の観光資源等への影響	CO ₂ 削減対策の実施
	温暖化の影響による冷暖房費用の増加	
	事業所が古く、冷暖房の効率が悪い。	
	高効率空調、EVなど導入コスト負担大きい。	補助金の活用。長期的な整備計画を立てる。
環境 全 般	SDGsで具体的に何に取り組めば良いかが分からない。	環境コンサルの活用
	カーボンニュートラルで具体的に何に取り組めば良いかがわからない。	
	環境の取組について、企業間の協力体制や意識が整っていない。	

この意見交換においては、特に、森林整備を適正に実施する上での課題、ごみの排出等に関する課題、地球温暖化の影響についての課題が多く挙げられています。また、環境全般の課題として、SDGs やカーボンニュートラルといった大きな目標について、事業者としてどのように取り組めばよいかわからないという意見、その体制が整っていないという意見も挙げられています。解決策としては、個々の事業者の取組のほかに、自治体の支援等が必要という意見も挙げられています。

5 市の環境から見えるもの

本計画の策定に当たっては、令和6（2024）年6月に市の環境に関連した各種現況調査を実施し、基礎調査報告書を作成しました。この報告書に加え、本章で取りまとめた結果を踏まえ、次期計画を策定する上で重要となる市の環境の特徴について、下表のとおり分析を行いました。なお、手法として、SWOT分析※を用いています。

	プラス要素	マイナス要素
内部環境	Strength／強み ・豊かな自然 ・きれいな水 ・大きな林野面積 ・高品質の農作物 ・自然災害の少なさ ・観光資源としての価値 ・ゼロカーボンシティ ・玉原保全の協定 ・長い日照時間 ・環境の取組の浸透 ・住み続けたいまち	Weakness／弱み ・環境基本計画の認知度の低さ ・耕作放棄地の増加 ・林業衰退の懸念 ・空き家、空き地の増加 ・公共交通利用の低さ、車社会 ・一般廃棄物排出量の高さ ・有害鳥獣による被害 ・企業間の協力体制の不足
	Opportunity／機会 ・持続可能な開発目標（SDGs） ・パリ協定 ・30by30目標 ・第6次環境基本計画推進 ・群馬県の5つのゼロ宣言と政策推進 ・環境保全の重要性の高まり ・環境保全の取組による事業経費削減への寄与	Threat／脅威 ・気候変動 ・生物多様性の損失 ・汚染 ・人口減少と少子高齢化 ・経済の長期停滞
外部環境		

市の環境の「強み」では、豊かな自然環境に起因するものが多くあります。これらは、市民の共通認識として、肯定的な評価がされています。

「弱み」では、高齢化や人口減少に起因して近年拡大傾向にある農林業の衰退や空き家の増加といった問題があります。その他、公共交通機関や一般廃棄物の問題など、市民の生活に関わりの深い問題が見られます。企業間の協力体制についても課題があります。

外部環境では、SDGs やパリ協定等の国際的な取組を背景に、国内では国の第六次環境基本計画、県内では「ぐんま5つのゼロ宣言」に基づく政策推進等の新たな取組を推進する環境が構築されている点、市民や事業者においても、環境保全の重要性が高まっているという認識がされている点などが「機会」として挙げられます。

「脅威」については、国の第六次環境基本計画で示されている課題を列挙しました。「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」は国の計画において最も重大な危機として挙げられています。また、「人口減少と少子高齢化」という社会的な変化、「経済の長期停滞」という経済的背景は経済活動・事業活動のみならず、環境保全活動にも影響を与える重要な要素として挙げられています。

市の環境施策を推進する上では、機会や脅威を正確に捉え、弱みを最小化しながら、市の環境が持つ強みを最大化できるような取組が重要となります。

第3章 市が目指す将来像

1 市が目指す将来像

沼田市環境基本条例の序文では、豊かな森林、清らかに澄んだ水・空気という自然の恵みを市の特徴として示し、人と自然が真にふれあう理想のまちとより良い環境を築くことを掲げています。

また、国の第六次環境基本計画においては、「ウェルビーイング／高い生活の質」を目的とし、ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤になることが示されています。

市の環境の現状分析結果からは、市の豊かな自然が市民の誇れる貴重な財産であることが改めて確認されました。これを守り、育てていく取組は、次世代の人々の生活の質や幸福度を向上することにつながります。これは、市がこれまでの環境基本計画で目指してきた将来像にほかなりません。

以上を踏まえ、本計画では、沼田市環境基本条例の理念に基づき、望ましい将来像を以下のように定めます。

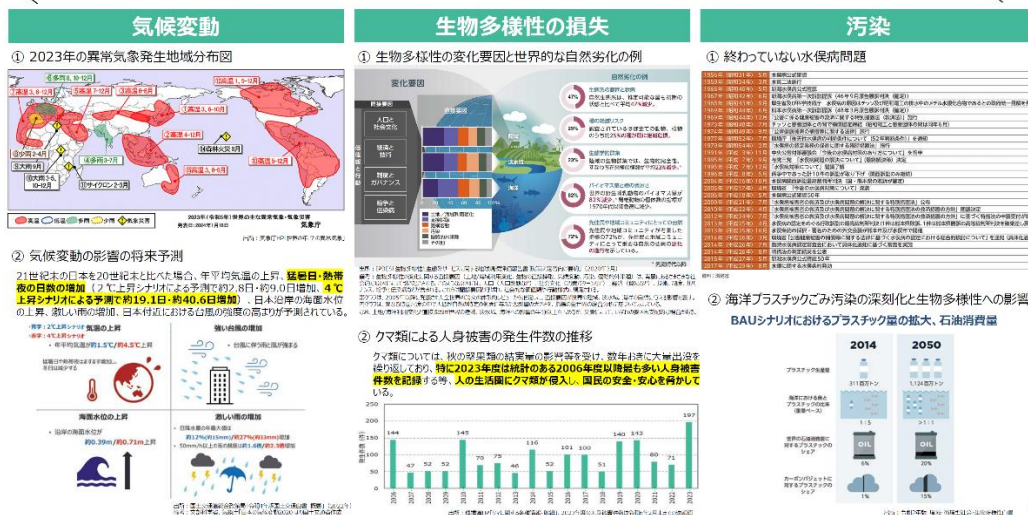
**さわやかな空気、澄んだ水、
緑豊かな、自然にやさしいまち**

この望ましい将来像を本計画の目標とし、市の環境を取り巻く情勢を把握し、現状に即した施策や手法を導入しながら、その実現を目指します。

第六次環境基本計画

第六次環境基本計画は、令和 6（2024）年 5 月に閣議決定された政府の環境施策の大綱を定める計画です。本計画においては、地球が直面している危機として、「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」の 3 つが挙げられています。

地球が直面する「3つの危機」を示す事例



これを踏まえ、将来にわたって「ウェルビーイング／高い質の生活」をもたらす「新たな成長」が方針として掲げられました。

自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤となることや、無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等について記載する等、環境と経済・社会の統合的向上を目指している点が、第六次計画の特徴となっています。

環境危機（「地球沸騰化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

目的 「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」、「人類の福祉への貢献」

「循環共生型社会」(環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明)

【循環】(≡科学)

- 炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保
- 地下資源依存から「地上資源基調」へ
- 環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出

【共生】(≡哲学)

- 我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に
- 人と地球の健康の一体化(プラネタリー・ヘルス)
- 一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、
 国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、
同心円

将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値＋非市場的価値）をもたらす「**新たな成長**」：「変え方を変える16つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）」の提示

- ストックである**自然資本（環境）**を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤
- 無形資産である**「環境価値」**の活用による経済全体の高付加価値化等

政策展開

- 科学に基づく取組のスピードとスケールの確保（「勝負の2030年」へも対応）
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化
- 「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土・地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略

出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

第4章 施策の体系

1 基本方針と施策

市が目指す将来像を実現させるため、本計画では5つの分野ごとの基本方針を定め、この方針に基づき施策を展開します。

5つの基本方針

1 地球温暖化対策

沼田市ゼロカーボンシティ宣言に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるとともに、気候変動に対する適応策を講じます。

2 自然環境の保全

市の豊かな自然の保全することにより生物多様性を確保するとともに、森林文化都市宣言と関連した取組を進めます。

3 循環共生型社会の実現

ごみの減量化・資源化を基本に、自然資本を維持・回復・充実させる社会づくりを進めます。また、事業活動との関連を考慮した環境施策を実施します。

4 安心・安全な生活環境の実現

市民が安心して生活できる環境を確保するために公害対策やモニタリングを実施します。また、心豊かな暮らしに向けた良好な環境の創出に努めます。

5 協働による取組

市民、事業者、市が協働で環境保全を進める体制を構築し、取組を実施します。また、市民一人一人が個々に環境を学び、実践できる環境づくりを行います。

本計画では、市が目指す将来像を起点に、5つの基本方針と、それに紐づく施策を体系的に整理しています。その関係を下図に示します。



2 本計画の体系



個別施策

- ① ライフスタイルの変革を促す啓発事業の実施
- ② 再生可能エネルギーの普及促進
- ③ 公共施設の脱炭素化の取組
- ④ 再生可能エネルギーを通じた環境啓発の実施
- ⑤ 再生可能エネルギー地産地消へ向けた取組

- ① 熱中症対策の推進
- ② 気候変動を考慮した事業活動の実施
- ③ 自然災害軽減に向けた取組

- ① 市民・事業者と連携した保全活動
- ② 玉原高原の自然体験の場としての活用
- ③ 外来生物への対策実施
- ④ 自然を知り、親しむ活動の実施

- ① 森林整備事業
- ② 林業の担い手育成
- ③ 森林・木材に親しむ機会の創出
- ④ 木育※の推進
- ⑤ 地場産材の公共施設への利用
- ⑥ 企業連携による森林保全

- ① ごみの分別の徹底
- ② 資源リサイクルの推進
- ③ 廃棄物適正処理の推進
- ④ 一般廃棄物処理施設整備の検討
- ⑤ 市民と連携した取組

- ① 田園空間の保全と整備
- ② 農地の適正管理、耕作放棄地対策
- ③ 開発事業や事業活動における環境への配慮
- ④ 有害鳥獣対策
- ⑤ 環境資源と観光の共生

- ① 公害防止対策及びモニタリング
- ② 野焼き等の防止
- ③ 地域美化
- ④ 空き家対策
- ⑤ 生活雑排水処理
- ⑥ 放射線対策

- ① 公共交通機関の充実
- ② 都市緑化の推進
- ③ 花いっぱい運動の推進
- ④ 景観の形成

- ① 環境活動団体との連携
- ② 高等学校との連携
- ③ 事業者との連携

- ① 市民参加型の啓発事業の開催
- ② 幼稚園・小中学校における環境教育活動

※黄色の網掛けは、基本方針1～4の個別施策のうち、「基本方針5協働による取組」と関わりの深いものです。

第5章 施策の展開

基本方針1 地球温暖化対策

IPCC※（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書によれば、世界の平均気温は、工業化前と比べて令和2（2020）年までに約1.09℃上昇しました。この気温上昇は、対策を取らなければ2100年までに最大で5.7℃上昇する可能性があるとしており、世界的な対策が不可欠です。

平成27（2015）年12月に採択された「パリ協定」をきっかけとして、令和2（2020）年10月には、我が国においても2050年カーボンニュートラルを宣言する等、地球温暖化対策を取り巻く情勢は大きく動いています。

市においては、令和4（2022）年2月22日に、2050年までに二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「沼田市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。宣言の実現に向け、市民、事業者、市が一層連携・協働しながら脱炭素化を推進します。

また、既に顕在化している気候変化に対しては、自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の取組を推進します。

目指す市の姿

市民に新たなライフスタイルが定着し、市域に省エネルギー化の取組や再生可能エネルギー導入が広がっている。

数値目標

指標	現状	目標	目標（長期）
市域の温室効果ガス排出量	311,630t-CO ₂ 令和3(2021)年度	206,059t-CO ₂ 令和12(2030)年度	実質ゼロ 2050年度
区域の再生可能エネルギー自給率	27.1% 令和5(2023)年度	37.1% 令和15(2033)年度	

市の取組施策

重点施策	個別施策	事業
脱炭素社会 実現の取組	ライフスタイルの変革 を促す啓発事業の実施	新しいライフスタイルの啓発 緑のカーテン普及推進
	再生可能エネルギーの 普及促進	家庭への再生可能エネルギー導入促進 バイオマス※の利活用促進
	公共施設の脱炭素化の 取組	沼田市地球温暖化対策実行計画（事務事業 編）の推進 再生可能エネルギー設備の効率的な管理運 営 公共施設等への効果的な再生可能エネルギ ー導入・活用の検討 通年輕装執務の実施
	再生可能エネルギーを 通じた環境啓発の実施	再生可能エネルギー設備を通じた環境啓発
	再生可能エネルギー地 産地消の取組	電力地産地消の取組
気候変動へ の適応	熱中症対策の推進	指定暑熱避難施設※の設置推進 事業における熱中症対策の実施
	気候変動を考慮した事 業活動の実施	農業における気候変動対策支援 気象災害に係る補償制度の周知・啓発
	自然災害軽減に向けた 取組	森林環境整備事業

市民に期待される役割

「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）※」の趣旨を理解し、デコ活アクションに取り組む。

公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動を生活に取り入れる。

家庭におけるエネルギー使用量を把握し、家庭でできることを考えて、省エネ型の生活に転換する。

住宅の新築・増改築時には、断熱性能の高い、省エネルギーで快適な住まいとすることを検討する。

熱中症に対する正しい知識を持ち、適切な予防を行う。

気象災害への備えを確認する。

コラム デコ活アクション

「デコ活」は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、令和4（2022）年10月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。

国民・消費者が行動変容・ライフスタイル転換の具体的な取組の事例として、3分野、計13種類の「デコ活アクション」を決定しました。以下の事例に限らず、暮らしが豊かになり、脱炭素などに貢献していくものは、すべて「デコ活アクション」です。

分類		アクション
まずはここから	住 デ	電気も省エネ 断熱住宅 （電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住 コ	こだわる楽しさ エコグッズ （LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食 カ	感謝の心 食べ残しゼロ （食品の食べ切り、食材の使い切り）
	職 ツ	つながるオフィス テレワーク （どこでもつながれば、そこが仕事場に）
ひとりでのCO2が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一度で受け取る

出典：「デコ活」～くらしの中のエコロがけ～ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（環境省）

事業者に期待される役割

エネルギー消費量や温室効果ガス排出量を把握し、脱炭素経営に取り組む。

設備の効率的な運用方法を検討する。

設備更新や施設改修時は、省エネルギー化を進める。

再生可能エネルギー設備の導入や再生可能エネルギー由来の電力調達に努める。

自動車を使用する事業では、エコドライブを実践するとともに、環境性能の高い車両の導入に努める。

事業活動における熱中症予防を徹底する。

必要に応じて、気候変動を考慮した事業の転換について検討する。

コラム 気候変動適応

気候変動の対策には、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動の悪影響を軽減する「適応」の二本柱があります。気候変動を抑えるためには、「緩和」が最も必要かつ重要な対策ですが、「緩和」の効果が現れるには長い時間がかかるため、ある程度の気候変動は避けられません。将来、観測記録を更新するような異常気象が頻繁に発生したり深刻化したりすることが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」の取組が不可欠です。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（国立環境研究所）

基本方針２ 自然環境の保全

生物多様性をめぐっては、令和４（２０２２）年１２月に生物多様性の新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が生物多様性条約 COP15 において採択されました。我が国においても、生物多様性国家戦略を改定するとともに、2030 年までの「ネイチャーポジティブ」の実現と、このために陸と海の 30%以上を保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）※」の目標を掲げています。

市は、市域の約 77%を森林が占め、多様で豊富な自然環境が形成されています。市民意識調査でも、「豊富な自然」は市が持つ貴重な財産であることが共通認識となっていることが確認されました。全国初の森林文化都市宣言を行っている市において、市民が誇りとする市の自然環境を次の世代へと伝えていくために、生物多様性や森林環境を保全する取組は非常に重要です。

取組に当たっては、市内で特に貴重な自然環境を有する玉原高原を代表的な地点と考え、自然環境保全の象徴的な取組を推進するとともに、他地域への取組の波及を目指します。

また、本計画書においては、環境基本計画に紐付く生物多様性に関する個別計画として、生物多様性地域戦略を策定し、目標達成へ向けた取組を推進します。

目指す市の姿

森林が適切に管理・保全されるとともに、生物多様性の増進のための活動が継続的に実施されている。

数値目標

指標	現状	目標
市内の自然共生サイト※認定地域数	0箇所 令和 6(2024)年度	1箇所以上 令和 16(2034)年度

市の取組施策

重点施策	個別施策	事業
生物多様性の確保と自然共生	市民・事業者と連携した保全活動	市民・事業者・市が連携した保全活動の実施
	玉原高原の保全と自然体験の場としての提供	モニタリングの実施 遊歩道等の維持管理、パトロールの実施
	外来生物への対策実施	外来生物防除作業の実施 クビアカツヤカミキリ※の対策実施
	自然を知り、親しむ活動の実施	青少年自然体験活動推進事業の実施 自然環境を主題とした啓発事業の実施 三沢交流広場管理事業
森林環境の保全	森林整備事業	美しい森づくり基盤整備事業 竹の伐採による里山の適正管理 森林経営管理制度を活用した森林整備
	林業の担い手育成	林業の担い手育成 特用林産物生産活力向上
	森林・木材に親しむ機会の創出	森林に触れる場の提供 木工教室の開催
	木育の推進	ウッドスタート※事業 木育の体験・普及啓発の推進
	地場産材の公共施設への利用	公共施設の新築・改築時の地場産材利用
	企業連携による森林保全	企業参加型の森林保全事業の推進

市民に期待される役割

身の回りの自然を大切にする。

自然に触れ、親しむ機会を増やす。

外来種被害予防3原則※「入れない・捨てない・拡げない」を守る。

木材や木工製品に触れ、生活の中に取り入れることを心掛ける。

所有する森林を把握し、適正に管理する。



▲ 市内で確認される特定外来生物（オオハンゴウソウ）



▲ 沼田市誕生祝品

コラム クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ、モモなどに寄生し、幼虫が木の中を食い荒らす特定外来生物です。群馬県内では平成 29（2017）年度から被害状況の調査を実施しており、東毛地区（群馬県南東部）を中心に被害が確認されていましたが、その後、被害が拡大し、令和 6（2024）年度には、市においても被害が確認されています。観光資源や農業へ大きな影響を及ぼすことから、県内において被害の抑制等の対策が実施されています。



▲ クビアカツヤカミキリの成虫



▲ 被害木の断面

出典：特定外来生物クビアカツヤカミキリに注意してください（群馬県 HP）

事業者期待される役割

事業活動によって生じる環境負荷の低減に努める。

地域活動に積極的に参加する。

地場産材の利活用を検討する。

森林を適正に管理する。

生物多様性保全の取組に協力する。



▲ 間伐の様子



▲ 間伐された森林

コラム 30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標

「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」とは、2030 年までに、陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

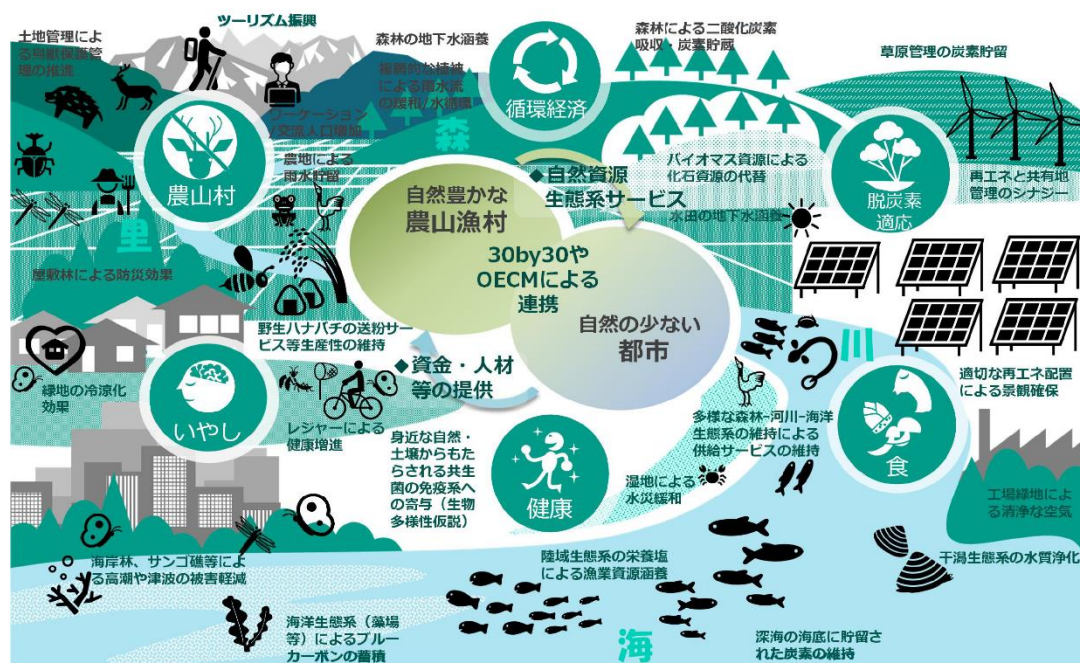
令和 4（2022）年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年グローバルターゲットの 1 つに盛り込まれました。

国では、この新枠組を踏まえ、令和 5（2023）年 3 月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030 年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとして 30by30 目標を位置づけています。

30by30 目標は、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、OECM※（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の設定・管理を通して達成していくことになります。

目標達成のためには、国の取組を推進することに加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要です。

30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～



出典：30by30 ロードマップ（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議）

基本方針３ 循環共生型社会の実現

令和 6（2024）年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）※への移行を推進することが鍵であることが示され、環境負荷の低減と経済成長を共に進めていくことが掲げられています。

市においては、課題であるごみ排出量の削減へ向け、3R※（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を一層進めるとともに、農業や、他の事業活動においては、環境保全と両立した経済活動が実現できるような取組を推進します。

また、発生する廃棄物については適正に処理するとともに、資源化へ向けた取組を推進します。

目指す市の姿

市民一人一人がごみを減らす取組を日常的に行っている。
また、環境保全と両立した事業活動が広く行われている。

数値目標

指標	現状	目標
1 人 1 日当たりごみ排出量	1,011g 令和 5(2023)年度	946g 令和 15(2033)年度
事業者の環境保全の取組の状況（各調査項目の平均）	41.6% 令和 6(2024)年度	55% 令和 15(2033)年度

市の取組施策

重点施策	個別施策	事業
ごみの減量化・資源化と適正処理	ごみの分別の徹底	分別方法の周知
	資源リサイクルの推進	ごみ再資源化の推進 行政文書のリサイクル
	廃棄物適正処理の推進	農業資材の適正処理 焼却施設・最終処分場適正管理 不法投棄対策
	一般廃棄物処理施設整備の検討	一般廃棄物処理施設整備の検討
	市民と連携した取組	環境保健協議会と連携した取組
環境と事業活動の共生	田園空間の保全と整備	山村振興促進事業
	農地の適正管理、耕作放棄地対策	農業経営者への支援 農業後継者や新規就農者の育成、確保 農用地有効利用のための利用集積の推進 遊休農地の発生防止・解消
	開発行為や事業活動における環境への配慮	開発行為に対する環境配慮の指導 環境負荷の少ない公共事業の実施 事業活動における環境対策の推進
	有害鳥獣対策	有害鳥獣対策の推進
	環境資源と観光の共生	観光客へのマナー向上の啓発

市民に期待される役割

ごみの分別を徹底し、出し方のルールを守る。

使えるものはできるだけ再利用し、最後まで大切に使う。

すぐにごみになるもの、資源化しにくいものの購入を控えるとともに、使い捨て商品ではなく繰り返し使える商品を選択する。

食べ残し等が発生しないよう、食材の使いきり、食べきりを心がけ、食品の適切な量の購入に努める。

すぐ使う食品は、商品棚の手前からとる“てまえどり※”を実践する。

地元の食材や製品を積極的に購入する。

生ごみを減らす取組を実践する。

農地を適正に管理する。

農薬や肥料は、環境への影響に配慮し適切に使用する。

コラム てまえどり

食品小売店舗が販売する商品について、購入してすぐに食べる場合には、商品棚の手前にある商品等の販売期限の迫った商品を積極的に選ぶことを推奨しており、この購買行動を「てまえどり」という名称で普及啓発しています。

食品の生産や加工、輸送や廃棄などの過程では二酸化炭素が排出されており、食品ロスの削減は、食料という資源の浪費を減らすだけでなく、地球温暖化防止に寄与する取組です。



▲ 沼田市内の小中学生がデザインしたてまえどりの啓発用 POP



▲ 店舗内掲示の様子

事業者には期待される役割

事業所内でごみの分別を行い、減量化・再資源化・再生利用に努める。

事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理する。

製品に使用する材料をできるだけ減らす、再生利用が容易な材料を使用する等、ごみの減量化や再資源化に取り組む。

資源を循環・利用し続けながら、新たな付加価値を生み出す「循環経済(サーキュラーエコノミー)」を念頭に置いた事業活動を検討する。

食品廃棄物の発生を抑制する。

簡易包装、レジ袋の削減、量り売り等により事業活動におけるごみの発生抑制に努める。

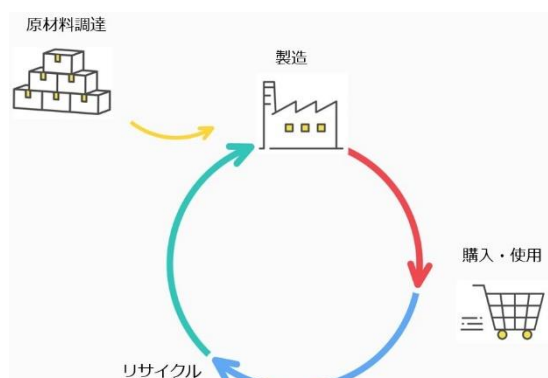
農地を適正に管理する。

農薬や肥料は、環境への影響に配慮し適切に使用する。

地域の自然的価値を生かした事業活動を行う。

コラム サーキュラーエコノミー（循環経済）

資源を大切に使うための考え方としては「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」が知られていますが、「サーキュラーエコノミー（循環経済）」は、生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステムを指します。事業者は、資源の制約、環境の制約等の課題を解決しつつ、経済的にも成長していくことができるという考え方です。



▲ サーキュラーエコノミーの概念図

出典：成長志向の資源循環経済システム「サーキュラーエコノミー」（前編）どんな課題を解決するの？（資源エネルギー庁 HP）

基本方針4 安心・安全な生活環境の実現

令和6(2024)年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」においては、「ウェルビーイング／高い生活の質」がその目的として掲げられています。環境保全の取組の中でも、公害防止や地域美化、景観の保全等は私たちが生活する上で、最も直接的に影響を受けるものであり、これらの取組が継続的かつ十分に推進されることは、市民一人一人が安心・安全に生活できることにつながります。

これらを踏まえ、水質、道路交通騒音・振動等が生活環境に与える影響を継続的にモニタリングするとともに、良好な生活環境を確保するための対策を実施します。また、市民の生活の質の向上につながる取組を推進します。

目指す市の姿

良好な生活環境が維持され、市民が今の場所に住み続けたいと感じている。

数値目標

指標	現状	目標
現住地に今後も住み続けたいと考える市民の割合	59.8% 令和6(2024)年度	70% 令和16(2034)年度

市の取組施策

重点施策	個別施策	事業
生活環境の 保全	公害防止対策及びモニタリング	公害苦情対応 水質モニタリング 騒音モニタリング 公害発生時の周知
	野焼き等の防止	野焼き防止の啓発
	地域美化	市内一斉清掃 ボランティア清掃の推進
	空き家対策	空き家対策事業
	生活雑排水処理	公共下水道の整備・普及 合併処理浄化槽の普及促進
	放射線対策	空間放射線量モニタリング 放射線測定器貸出 食品検査の実施と情報提供
快適な生活 環境の形成	公共交通機関の充実	利便性の高い公共交通機関の再編検討 公共交通機関の利用促進
	都市緑化の推進	緑と花のあるまちづくり 都市公園や緑地の整備
	花いっぱい運動の推進	活動支援事業
	景観の形成	景観計画制定の検討

市民に期待される役割

野外焼却を行わない。

家の周りの環境美化に努める。

地域の美化活動へ積極的に参加する。

空き家や空き地は所有者が責任を持って管理する。

公共下水道への接続や合併処理浄化槽の導入を行う。

合併処理浄化槽は適切に維持管理する。

河川や水路を汚さないよう注意する。

コラム 沼田市くらしの環境美化条例

「沼田市くらしの環境美化条例」は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が連携・協力して市内の環境美化に取り組むことにより、市民の快適なくらしの確保及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする条例で、平成 25（2013）年 10 月に施行されました。

本条例では、ポイ捨てとペットのふんの放置を禁止行為とし、空き地の適正な管理を義務規定として定めています。



事業者に期待される役割

水質や騒音、振動、大気汚染などに関する基準を遵守する。

低公害型の機器や設備の導入など、環境負荷の軽減に取り組む。

事業敷地を適正に管理する。

周辺住民等から苦情があった場合は、速やかに原因を把握し、問題解決に努める。

地域の美化活動等に積極的に参加する。

周囲の景観に配慮した事業活動に努める。

コラム 公害と汚染予防

「公害」は、環境基本法により、次のように定められています。

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

事業者が公害等の原因となる汚染を予防することは、法令を遵守する上で必要なことであるとともに、消費者・市民等の評判を下げるリスクや問題発生に対応するための財務リスクを下げる意味でも重要です。

また、高いコンプライアンス実績を示すことで、操業許可の取得や更新、検査等の手続きが簡素化される、優良事業者として認定されることで事業拡大につながる等の事業上のメリットにもなり得ます。

図表 2 汚染予防に関する問題が事業に与えるリスク・機会の例

区分	内容
政策・規制リスク	● 環境汚染や健康被害による損害賠償責任の発生、汚染除去費用の負担 ● 汚染除去や計画外の追加的措置発生による操業の中断、延期、中止 ● 国内外の環境法規制強化による管理コスト上昇、設備投資増大
評判リスク	● 事故・汚染発生・不適切管理等への社会的制裁 ● 取引先の評価の低下、消費者・市民のイメージダウンや不買行動
市場・技術リスク	● 規制強化に対応する設備更新・技術的対応のコスト増大 ● 環境配慮製品に対する消費者・購入者の選好（グリーン購入等）
財務リスク	● 保有する土地の汚染発覚による資産価値の低下
機会	● 高い公害防止技術や汚染防止・低負荷環境配慮製品の市場拡大 ● 工程内再資源化・クローズドループ処理技術等による効率化 ● 許認可取得の効率化、優良事業者認定による市場機会増大

出典：環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン 2018 年版対応～参考資料（環境省）

基本方針5 協働による取組

本計画の目標達成には、特定の人が行動をするのではなく、全ての人々が少しずつ取り組むことが重要です。

市民や事業者が、自ら環境問題について考え、行動できるような環境づくりを推進するとともに、市民、事業者、市が一層連携・協力しながら課題を解決できるよう、地域における情報の共有や提供、協力体制の構築等を行います。

また、学校における環境教育の推進や、校外での体験の機会づくりなど、次世代につがる環境活動を推進します。

目指す市の姿

市内の全ての市民・事業者が環境について考え、行動を実践している。

数値目標

指標	現状	目標
市民の環境保全の取組の状況（各調査項目の平均）	52.8% 令和 6(2024)年度	70% 令和 16(2034)年度
上記のうち、環境学習や自然体験等の活動への参加状況	7.4% 令和 6(2024)年度	20% 令和 16(2034)年度

市の取組施策

重点施策	個別施策	事業
市民、事業者、市の協働による取組	環境活動団体との連携	「ぬまた環境ネット※」への加盟団体の拡大 加盟団体相互の情報共有 加盟団体活動支援
	高等学校との連携	高校生参加事業の実施
	事業者との連携	事業者と連携した事業の実施
個々が学び、実践する環境づくり	市民参加型の啓発事業の開催	「環境フォーラムぬまた」の開催 環境意識向上に向けた事業の展開
	幼稚園・小中学校における環境教育活動	環境啓発コンクールの実施 幼稚園・小中学校における環境教育の推進 食育※の推進 緑の少年団の育成

市民に期待される役割

身近な環境問題について積極的に知る機会を設ける。

環境に関するイベントへ参加する。

環境活動に積極的に参加する。

市や地域が持つ環境の価値について考え、それを将来につなげる取組を実践する。



▲ 環境フォーラムぬまた



▲ たんばら・森林の学校

事業者に期待される役割

従業員等を対象とした環境研修を実施する。

環境問題について事業者の立場から考え、情報収集を行い、事業活動へ反映させる。

市民や地域と連携した環境活動に取り組む。

事業活動における環境面での社会的貢献を検討・実践する。

コラム 事業者向け支援情報の活用

環境省や経済産業省では、環境に配慮した事業経営を行う上で活用できる支援制度を設けています。また、それらの支援策をまとめた特設サイトやガイドブックの作成も行っています。環境に配慮した事業経営を行うことの意義や事業の転換の進め方、事例紹介等の情報がまとめられていますので、積極的に活用しましょう。



▲ ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム
(環境省 HP)



▲ 中小企業等のカーボンニュートラル支援策
(経済産業省作成)

第6章 めまた生物多様性地域戦略

1 本戦略の目的と位置づけ

(1) 本戦略の目的と位置づけ

生物多様性は、世界的に劣化が進んでいるとされ、その要因は過去 50 年間に加速しているとされています。また、日本においても、生物多様性の損失速度はこれまでの取組により低下傾向にあるものの、損失を止めるには至っていないとされています。

生物多様性・自然資本は、食料やきれいな水・空気の供給や災害の防止などの、私たちの生活を支える自然の恵みの源流であり、その損失は気候変動と並び世界的な危機とされています。

市においても、気候変動の影響はより深刻なものとなっていくことが予想されます。また、野生動物の影響や外来種の侵入による農林業への被害も見られており、健全な生態系を維持・回復させ、これらの課題に対処する必要があります。しかし、人口減少や高齢化により、今後は地域の生物多様性保全に係る活動の担い手が不足することが予想されます。本戦略は、自然を活用してこれらの課題に対処し、さらに持続可能で魅力的な地域づくりを推進するための戦略であり、生物多様性基本法第 13 条に基づく生物多様性地域戦略として位置づけるものです。

また、本戦略の策定に当たっては、令和 5（2023）年 3 月に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」、平成 29（2017）年 3 月に策定された「生物多様性ぐんま戦略」のほか、沼田市環境基本計画、沼田市地球温暖化対策実行計画とも整合を図っています。

(2) 計画期間

本戦略の計画期間は令和 7（2025）年から令和 16（2034）年までの 10 年間とします。

なお、上位計画である沼田市環境基本計画と同様、策定後 5 年を目安として、戦略の施策内容や目標等について見直しを行います。

(3) 対象とする区域

沼田市全域

(4) 推進体制と進行管理

進行管理は、第 3 次沼田市環境基本計画と併せて、本計画書の「第 6 章 推進体制と進行管理」において実施します。

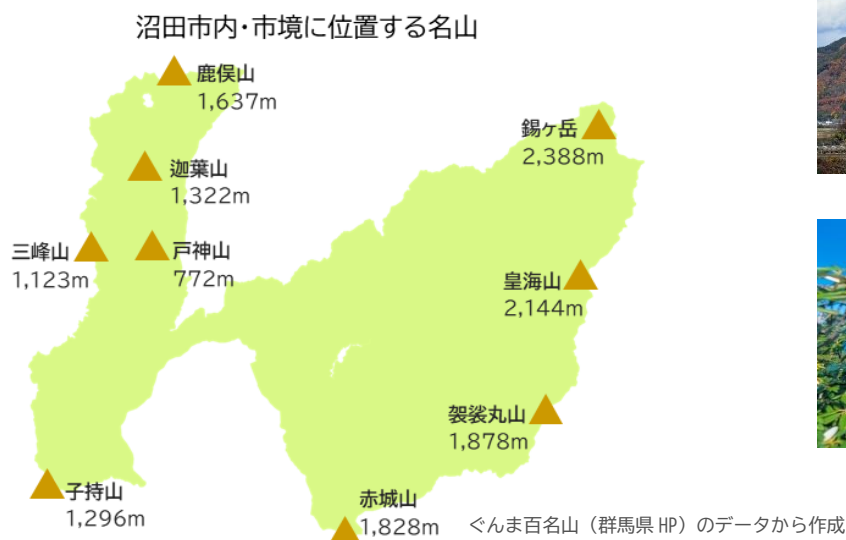
2 生物多様性等に関する市の特徴と課題

(1) 市の自然環境等の現況

群馬県の北部に位置する市は、山々に四方を囲まれた特徴的な地形を有し、市内の低地と高地の標高差は最大 2,000m 以上に達し、変化に富んだ自然環境を有しています。市の自然環境・生物多様性の特徴を、以下の視点から整理します。

山 地

県内には日本百名山に選定されている山が 10 座ありますが、そのうち、皇海山、赤城山は、沼田市境に位置しています。また、県選定の群馬百名山には、市及び市境に位置する山が 9 座登録されています。



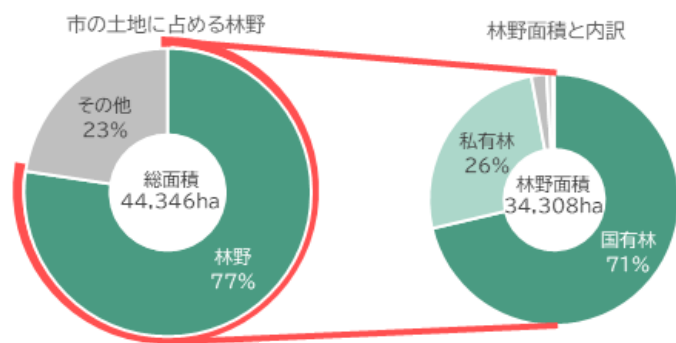
▲ 戸神山



▲ 皇海山

森 林

市の総面積 443.46km²のうち、林野面積は 343.08km²であり、林野率は約 77%と、森林に恵まれた地域といえます。森林の所有形態では国有林が約 4 分の 3、民有林が約 4 分の 1 を占めています。



▲ 市民の森（上発知町）



▲ 内楽橋から望む山々（利根町老神）

河 川

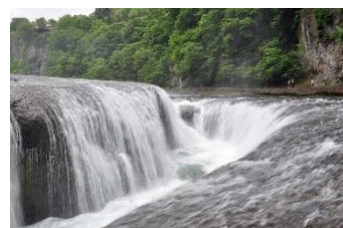
市は、日本の代表的な河川である利根川流域に位置し、市街地の西側を利根川が南流しています。市域を囲む山々に源を発する片品川や薄根川・四釜川等の大小の河川が、利根川に注いでいます。

市の東部は、大部分が片品川流域に含まれ、その中流部には国の天然記念物および名勝に指定されている「吹割溪ならびに吹割瀑」が位置しています。

市の河川が持つ豊富な水量や高低差のある地形を利用して、群馬県や民間事業者による水力発電事業が多く実施されており、生活用水、農業用水等に利用に加え、環境負荷の少ないエネルギーの供給源としての役割も担っています。令和6(2024)年には、片品川支流の坪川の水を利用した市営の発電所である「平川小水力発電所※」が建設され、稼働しています。



▲ 薄根川



▲ 吹割の滝（利根町追貝）



▲ 平川小水力発電所（利根町平川）

高 原 ・ 湿 地

市の北部に位置する玉原高原は、標高 1,200m から 1,600m の国有林内に位置し、日本海型ブナ林が広がっているほか、「小尾瀬（こおぜ）」とも呼ばれる湿原を有し、特有な植物群落がみられます。

玉原高原は自然散策の場として親しまれるほか、リゾート地としての活用もされています。



▲ 玉原高原のブナ林



▲ スポーツレジャー施設としての活用



▲ 玉原湿原

段 丘

利根川とその支流である片品川や薄根川によって形作られた日本有数の河岸段丘が広がっており、市特有の景観が形成されています。



▲ 市域に広がる河岸段丘

巨 樹 ・ 巨 木

市内には、国の天然記念物に指定された「薄根の大クワ」を筆頭に、県・市が指定した天然記念物、その他、数多くの巨樹や巨木林が分布しています。環境省の調査により作成された巨樹・巨木林データベースには、市内全域で 90 の巨樹・巨木林が登録されています。



▲ 薄根の大クワ

農 業

寒暖差のある気候により、野菜や果樹、蜂蜜などの観光農産資源が豊富であり、特に果物は関東有数の多彩な種類と数多くの観光農園が立地しています。

また、市西部に位置する薄根地域では、石墨棚田が群馬県で唯一、「つなぐ棚田遺産（旧 棚田百選）」に選定されており、美しい田園風景が見られます。



▲ 県育成品種のリンゴ「ぐんま名月」



▲ 石墨棚田

植 生

市は、市域の約 77%が森林からなります。市内の最も標高の低い地点から最も高い錫ヶ岳（標高 2,388m）までの標高差は、2,000m以上あります。北部の山地は、日本海側の気候区分に当てはまり、その環境に適応した植物が分布しています。

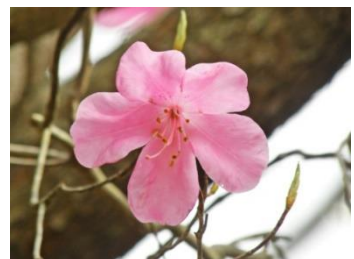
南部は、太平洋側の気候区分である暖温帯の植生範囲となっており、こうした標高差と気候の特性等により、落葉広葉樹林や、常緑広葉樹林等が分布し、多様な自然環境からなっています。

皇海山や袈裟丸山等の栃木県境付近の山頂部は、常緑針葉樹林等が、その周辺には常緑広葉樹林が分布しています。

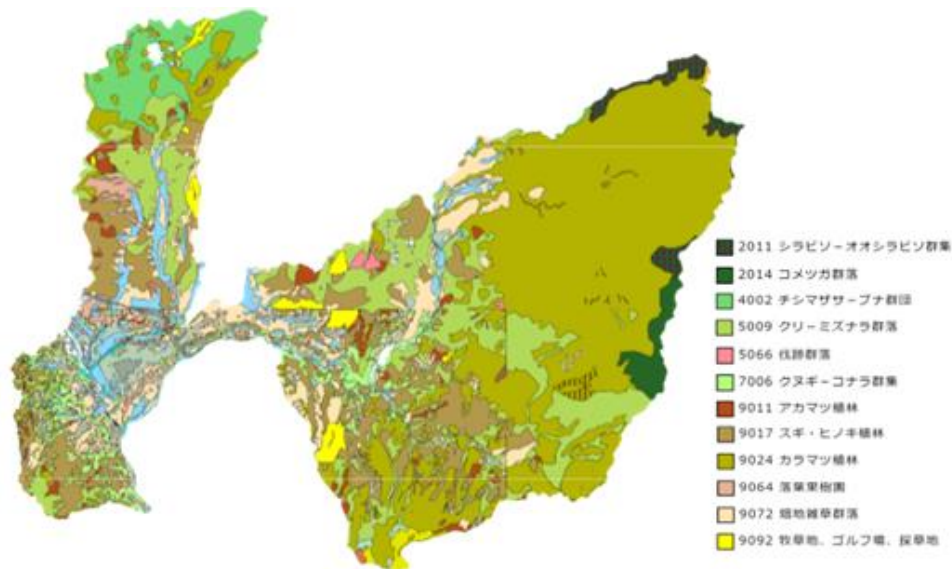
山腹や山麓部には、常緑広葉樹林やスギ・ヒノキ植林等の人工林が広がっています。また、山麓部や河川沿いの急崖地、河川敷等には、落葉広葉樹林や常緑広葉樹林等が点在しています。



▲ ワタスゲ（玉原湿原）



▲ アカヤシオ（皇海山麓）



出典：生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS（環境省）

環境省が実施した自然環境保全基礎調査では、次のような植物群落や個体群が、市域の特定植物群落※として挙げられています。

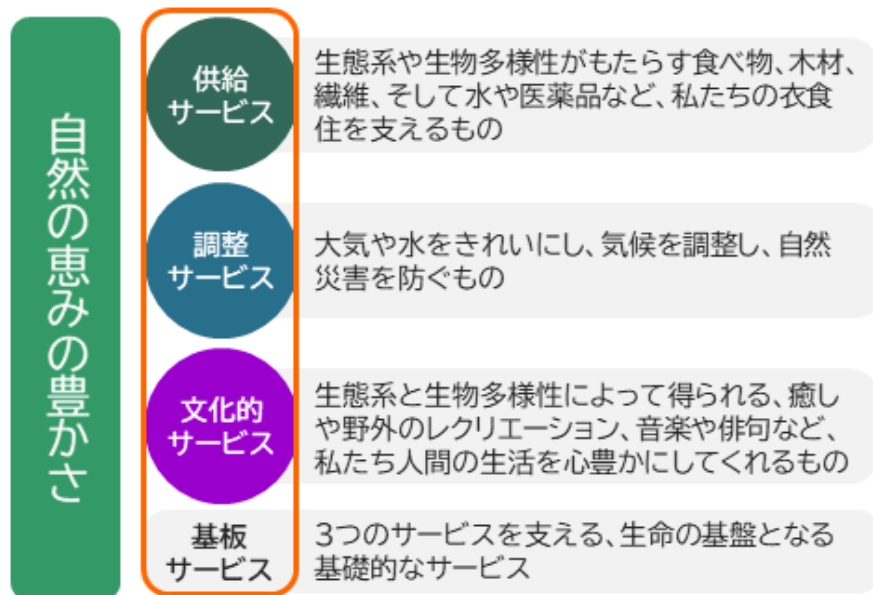
市内の主な特定植物群落

主な特定植物群落	選定理由
皇海山のオオシラビソ林	原生林もしくはそれに近い自然林
皇海山麓のアカヤシオ群落	特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
袈裟丸山のコウシンソウ	国内に若干地域に分布するが極めて稀な植物群落や個体群、乱獲その他人為の影響により都道府県内で極めて少なくなるおそれのある群落や個体群
玉原の湿原	特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
発知川のサワグルミ林	原生林もしくはそれに近い自然林
沼田市川田ノヒメビシ群落	乱獲その他人為の影響により都道府県内で極めて少なくなるおそれのある群落や個体群

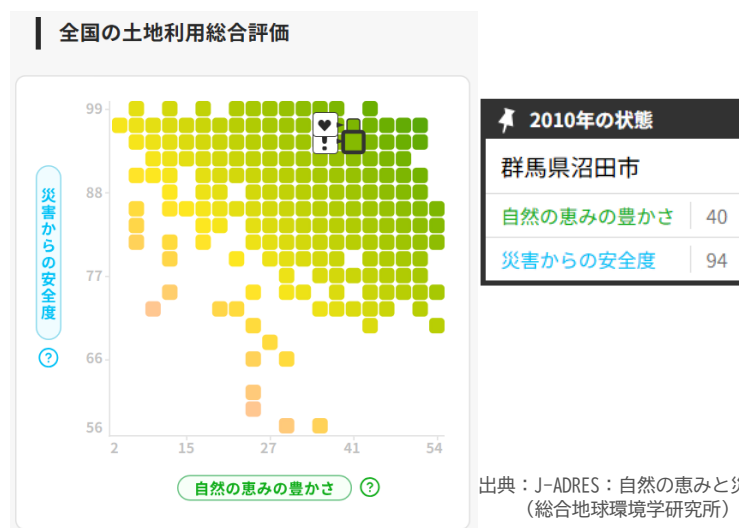
出典：第3回自然環境保全基礎調査「群馬県自然環境情報図」平成元年発行（環境省）

(2) 市の「自然の恵みの豊かさ」

市に形成された生態系、生物多様性は、私たちに様々な恵みをもたらしています。これらの「自然の恵みの豊かさ」は、下図のように整理することができます。



この自然の恵みの豊かさについては、地球環境問題を研究する国立研究所である総合地球環境学研究所により、「災害からの安全度」と共に、統計データを用いた全国の市町村ごとの現状等について分析した結果が公表されています。この公表データによれば、沼田市は全国的に見て、自然の恵みの豊かさの指標が高い水準にあります。



県内12市における自然の恵みの豊かさを比較すると、下表のとおりとなります。

市の自然の恵みの豊かさについては、16の評価項目において、12市の中で最も高い数値となっている項目が7つあり、他の項目についても、高い数値が示されています。特に市の豊富な森林資源や植生に由来する木材供給ポテンシャルや炭素吸収、地下水涵養等の調整サービスは、大きな強みとして現れています。

一方、食料供給ポテンシャルについては、本データにおいて低い数値が示されています。

県内12市の「自然の恵みの豊かさ」の比較

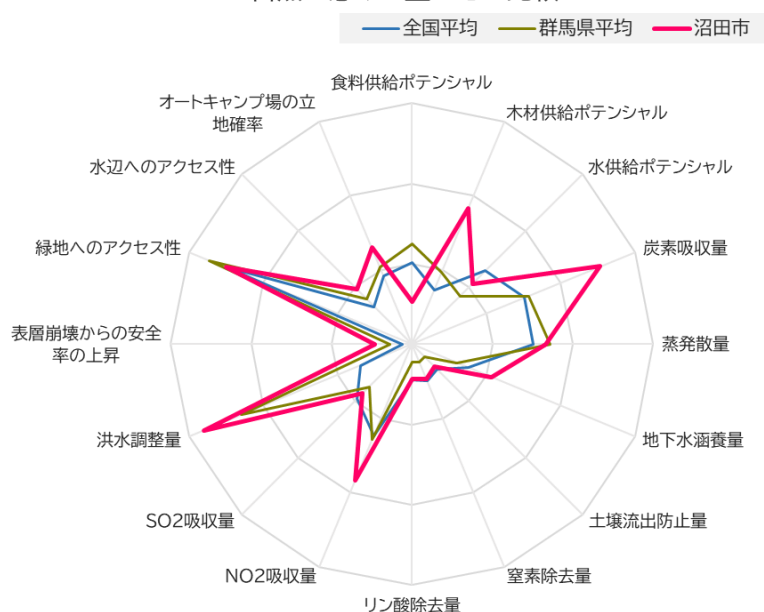
	評価項目	前橋	高崎	桐生	伊勢崎	太田	沼田	鯉沼	渋川	藤岡	富岡	安中	みどり
供給サービス	食料供給ポテンシャル	58	36	16	77	75	16	71	33	29	49	30	17
	木材供給ポテンシャル	15	33	47	0	4	55	1	41	51	25	34	35
	水供給ポテンシャル	25	25	25	21	20	32	18	28	22	23	24	26
調整サービス	炭素吸収量	25	46	69	0	5	76	1	55	59	39	59	71
	蒸発散量	54	51	57	52	57	50	57	55	57	52	49	52
	地下水涵養量	6	14	12	1	1	32	0	14	13	12	19	17
	土壌流出防止量	2	5	11	0	1	12	0	4	9	5	6	14
	窒素除去量	2	5	11	0	1	14	0		8	6	6	14
	リン酸除去量	1	4	10	0	1	13	0		8	5	5	13
	NO2吸収量	20	31	49	12	16	55	18	37	53	38	37	60
	SO2吸収量	12	22	25	6	7	26	8	21	19	19	29	27
	洪水調整量	58	74	82	44	40	84	21	85	85	81	84	87
	表層崩壊からの安全率の上昇	0	1	6	0	0	14	0	2	4	6	6	9
文化的サービス	緑地へのアクセス性	57	59	58	66	67	75	59	79	72	79	81	72
	水辺へのアクセス性	28	24	23	25	17	29	21	33	25	31	29	14
	オートキャンプ場の立地確率	28	39	42	2	4	39	2	41	42	32	35	44

※赤字は12市の中で最も高い数値

J-ADRES：自然の恵みと災いからとらえる土地利用総合評価（総合地球環境学研究所）のデータから作成

全国の市町村のデータ及び群馬県の市町村のデータの平均と比較したグラフは下図のようになりますが、この図からも市の自然の恵みの豊かさが高水準にあることが見て取れます。

自然の恵みの豊かさの比較

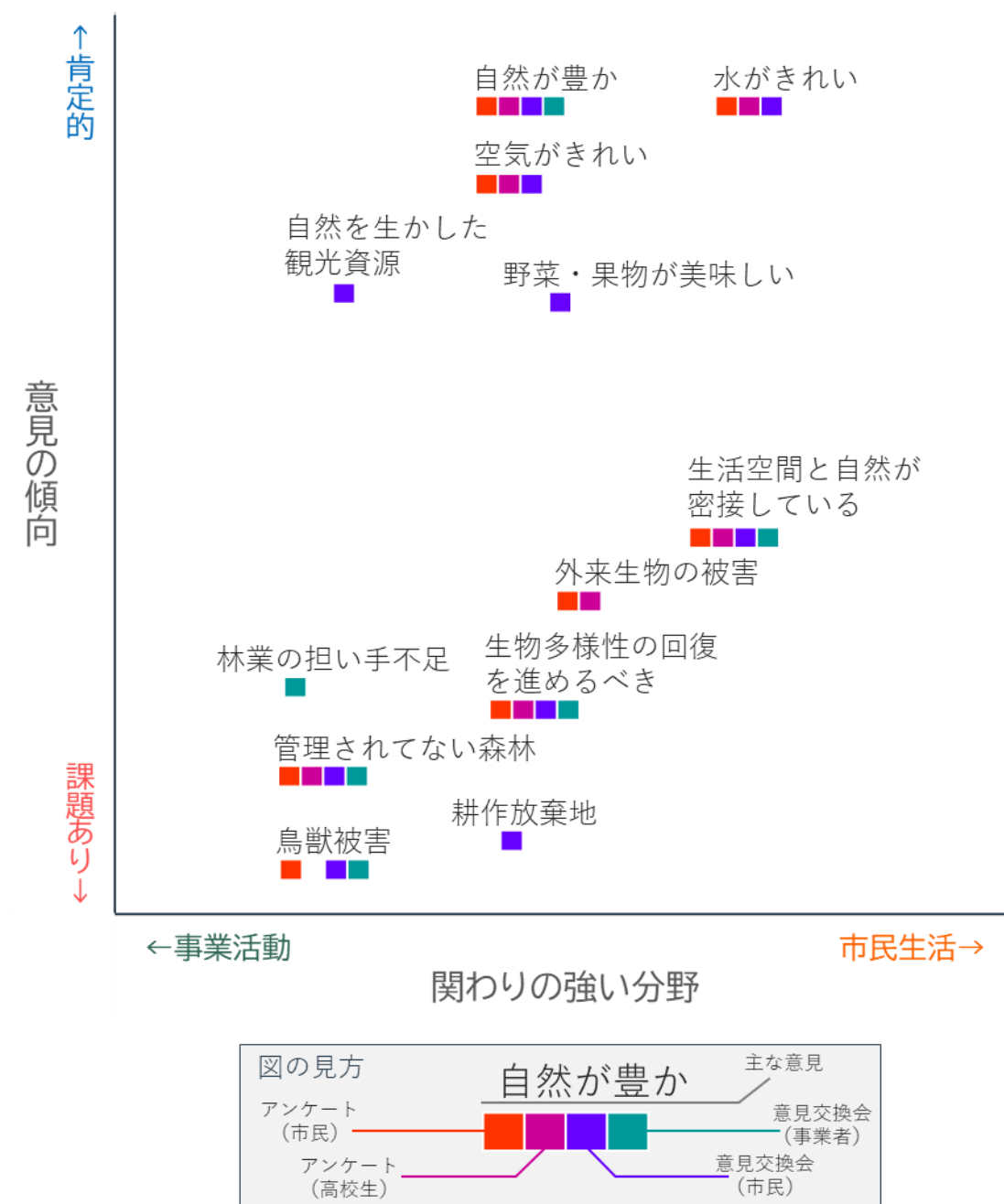


J-ADRES：自然の恵みと災いからとらえる土地利用総合評価（総合地球環境学研究所）のデータから作成

(3) 市民の自然環境等に対する認識

本計画書の第2章の「4 市民の意識」に記載したとおり、市の環境については、市民アンケートや意見交換会を実施して市民の意識調査を行い、結果をまとめています。この中から自然環境、生物多様性に関する意見を抽出し、改めて整理を行いました。

「自然の恵みの豊かさ」のデータで特徴として現れた強みについて、市民も肯定的に捉えていることがわかります。一方で、森林の管理や農業に関する懸案等、市民や事業者が既に課題として捉えている事項もみられます。



(4) 市の課題

自然の恵みの豊かさを客観的に捉えることで、改めて市に形成された生態系、生物多様性の特徴や強みを知ることができますが、データにも表れている弱み、市民や事業者が感じている課題があることがわかります。

自然の恵みの豊かさのデータを基本とし、市民や事業者の認識や、群馬県や本市の各分野の計画書・資料等で挙げられている課題等を参考として、本市の課題を整理・分析した結果は、下表のとおりです。

項目	データの特徴	課題
食料供給 ポテンシャル	農地面積等を用いて評価していることから、低い数値が示されている。	関東圏で有数の観光農園を持つ特徴がある一方、耕作条件の悪い農地や、小規模で集積が進まない農地、山林に隣接することで鳥獣被害を受けやすい農地等がある。 ＜参考＞地域農業の将来の在り方「地域計画」
木材供給 ポテンシャル	人工林の面積を用いて評価していることから、高い数値が示されている。	豊富な人工林を有する点は市の強みである一方、長期的な木材価格の低迷や建築用木材の需要減少、燃料エネルギーの転換等により、手入れ不足や荒廃した森林が増えている。 ＜参考＞沼田市森林整備計画
調整サービス 全般	森林やその他の植生の豊富さに由来する指標を用いて評価していることから、全体的に高い数値が示されている。	多様な植生は市の自然環境の大きな特徴であるが、近年は、野生動物による食害、過疎化・高齢化に伴う管理放棄の進行、外来種の侵入、気候変動の影響拡大等による環境変化が生じており、生物多様性の損失が危惧される。 ＜参考＞群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 植物編 2022 年改訂版
文化的サービス 全般	森林、農地、河辺等が生活圏に近く位置していることから、全体的に高い数値が示されている。	関東有数の観光農園のほか、山岳、高原、里山景観といった自然体験の場を有する点が大きな強みである一方で、調整サービスと同様、環境の変化等により、その損失が危惧される。 ＜参考＞沼田市観光基本計画 改訂版、群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 植物編 2022 年改訂版

3 本戦略の目指す姿と基本戦略

(1) 本戦略の目指す姿（将来像）

ぬまた生物多様性地域戦略は、沼田市環境基本計画に紐付く生物多様性の個別計画であり、本戦略が目指すのは、生物多様性を保全し、魅力ある持続可能な地域とすることです。

これは、本計画書の第3章に示した沼田市環境基本計画における将来像に他なりません。このことから、本戦略が目指す姿（将来像）は沼田市環境基本計画の目指す将来像と共通とします。

さわやかな空気、澄んだ水、
緑豊かな、自然にやさしいまち

(2) 基本戦略

生物多様性等に関する市の特徴を整理したことで、市は、非常に貴重な財産を持っていることが分かり、市民の意識調査からは、市民が、これらの財産を誇りに思っていることが確認できました。これらの財産は、市の特徴的な自然環境に由来するものですが、そこに先人たちのたゆまぬ努力が加わることで、現在まで発展し、守られてきたものです。このことを再認識するとともに、これらのかけがえのない財産を未来へつなぐことが、現在、自然の恵みを受けている私たちに求められています。

本戦略では、前項で掲げた将来像の達成に向け、次に示す基本戦略を設定し、この枠組みに沿って目標や施策を構成します。

基本戦略① 生態系・生物多様性を守る

市には豊富な自然環境が形成され、価値ある生態系・生物多様性が育まれています。同時に、それらが損失する危機にさらされています。これらの危機に対応するため、生態系・生物多様性を守り、育てる活動に取り組みます。

基本戦略② 自然の価値に触れる、知る、行動へつなげる

私たちの生活は自然の恵みがなければ成り立たず、私たちの生活は、生態系・生物多様性に影響を与えています。市民が自然の恵みに触れ、その価値を知る機会づくりを行い、その取組により、市民一人一人の行動変容につなげていくことを目指します。

基本戦略③ 人と自然が共に発展する

自然の恵みの豊かさは、私たちに多くの価値を与えてくれます。それは、市民の生活の質を向上させるとともに、事業活動を持続可能なものにする上でも重要です。自然への負荷を低減しながらその価値を活かすことで、人と自然が共に発展していく未来を目指します。

4 重点地域の設定と目標

(1) 重点地域の設定

基本戦略の下、将来像を実現していくに当たっては、市内全域において、その場所、現状に合った多種多様な取組が望まれます。本戦略では、現在、市内において最も取組が進んでいると考えられる玉原高原を重点地域として設定し、個別に具体的な目標と施策を設けます。重点地域における取組を市のモデルケースとして位置づけることで、今後、市内の他地域で実施される取組に波及していくことを目指します。

コラム 玉原高原における取組

玉原高原は、市の北部に位置する標高 1,200m から 1,600m の国有林内に開かれています。日本海型ブナ林が広がっているほか、「小尾瀬（こおぜ）」とも呼ばれる湿原を有し、特有な植物群落がみられます。

玉原高原においては、これまでも市民団体による保全活動等の取組が行われてきたほか、事業者によるスポーツレジャー施設等としての活用がされてきました。

令和 6（2024）年 6 月には、市民団体・事業者・市の三者が相互に連携及び協力により、森の博物館 玉原の保全活動を推進することを目的とした「森の博物館 玉原の保全活動推進のための協定書」を締結し、「多様な活動の森（森の博物館 玉原）運営協議会」を立ち上げました。

さらに、令和 7（2025）年 6 月には、国有林で森林づくり活動や体験活動を行うことができる「協定締結による国民参加の森林づくり」の制度に基づき、利根沼田森林管理署と同協議会において「多様な活動の森（森の博物館 玉原）における活動に関する協定書」を締結しました。

この協定により、今後、同協議会では、自然と触れ合うことによる環境教育活動、環境保全活動を担っていく後継者の育成活動、森林の保全及び復元のための活動、調査研究などに関して、連携・協力により円滑に活動を実施します。



▲ 親子自然観察会・ごみ拾い清掃活動
（玉原高原）



▲ 自然と触れ合うことによる環境教育活動
（玉原湿原）

(2) 目標と取組

基本戦略	目標	重点地域の取組と 個別施策
①生態系・生物多様性を 守る	市内の自然共生サイト認定地域数 <u>0箇所 → 1箇所以上</u> (環境基本計画基本方針2の数値目標と共通)	重点地域の取組 「多様な活動の森（森の博物館 玉原）運営協議会」を通じた玉原高原の自然共生サイト認定に向けた取組 個別施策 外来生物への対策実施 森林整備事業
②自然の価値に触れる、知る、行動へ つなげる	市民の環境保全の取組状況（各調査項目の平均） <u>52.8% → 70%</u> (環境基本計画基本方針5の数値目標と共通) 上記のうち、環境学習や自然体験等の活動への参加状況 <u>7.4% → 20%</u> (環境基本計画基本方針5の数値目標と共通)	重点地域の取組 玉原高原の継続的なモニタリングの実施 玉原高原の保全と自然体験の場としての提供 個別施策 自然を知り、親しむ活動の実施 木育の推進
③人と自然が共に発展 する	現在地に今後も住みたいと考える市民の割合 <u>59.8% → 70%</u> (環境基本計画基本方針4の数値目標と共通) 事業者の環境保全の取組状況（各調査項目の平均） <u>41.6% → 55%</u> (環境基本計画基本方針3の数値目標と共通)	重点地域の取組 「森の博物館 玉原の保全活動推進のための協定書」に基づく市民・事業者と連携した活動の実施 個別施策 企業連携による森林保全 環境資源と観光の共生 事業者との連携

第7章 推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 市の体制

広範多岐にわたる環境施策を総合的、計画的に実施するため、毎年度進捗状況調査を実施するとともに、関係各課と連絡調整や意見交換等を行います。また、必要に応じ、環境調整会議を開催し、施策の事業化へ向けた検討を行います。

(2) 沼田市環境審議会

沼田市環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するために設置する機関で、市民や団体、機関の代表、有識者等で構成されます。市が実施する事業の進捗状況調査の内容やその他計画に関する検討事項について意見・提言を行います。

(3) 事業者、関係団体との連携

環境施策を総合的に実施するためには、事業者や市民が参加する関係団体等との連携や協力が必要です。これらの連携を充実していくとともに、事業の実施を通じ、協力体制を築きます。

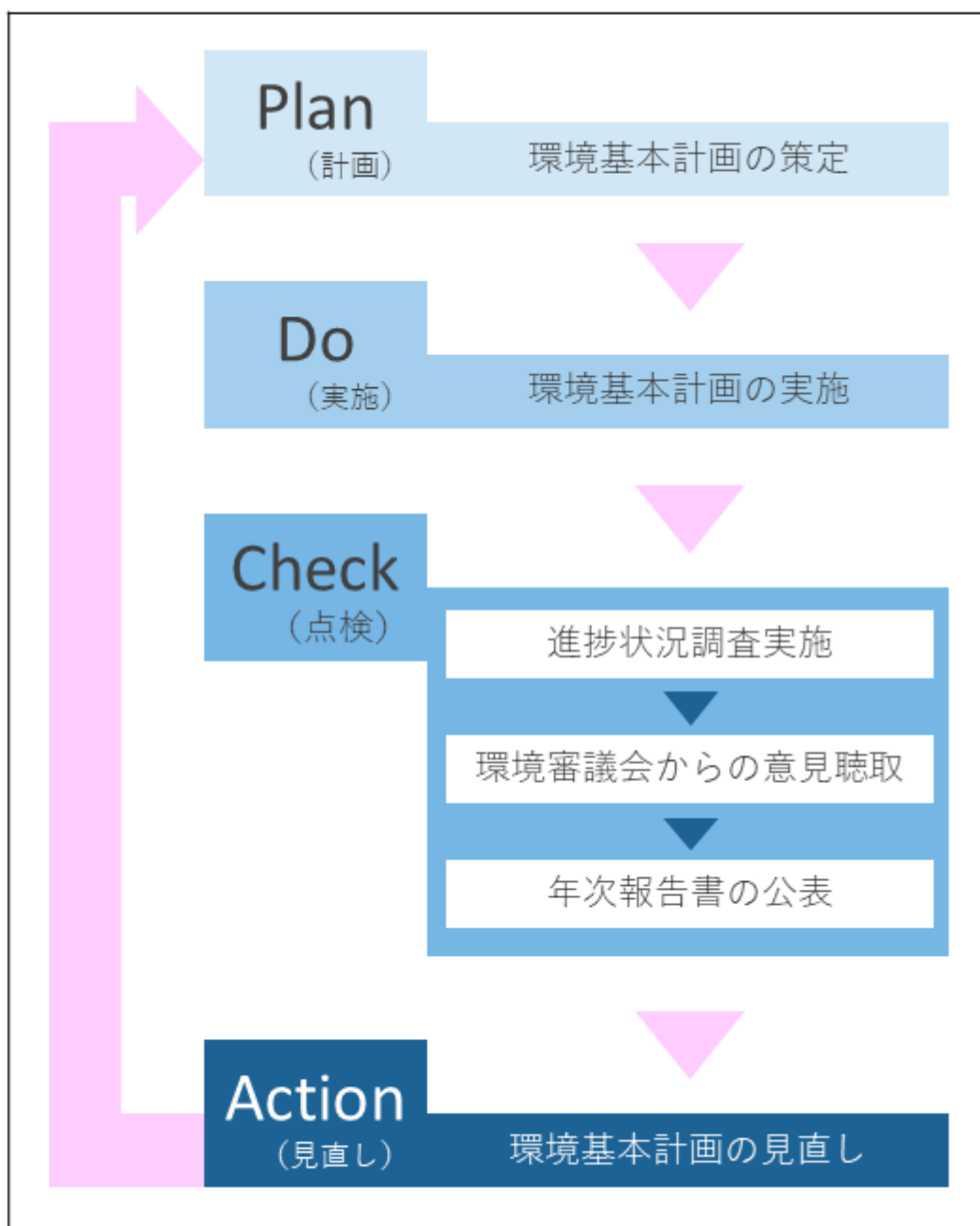
(4) 広域的な連携と協力

地球温暖化対策や生物多様性の確保等の問題は、市だけの取組で解決できるものではありません。このような環境問題については、国の動向を踏まえ、県や近隣自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点に立ち取組を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、運用、継続的な見直し、改善までの一連の流れを、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（見直し行動）のサイクルとして確立させ、計画を推進します。また、毎年度環境審議会等による進捗状況に関する点検、評価を実施し、これに基づき事業の見直しを行い、次年度へ向けた更なる取組を実施していくものとします。結果については「年次報告書」としてとりまとめ、毎年公表します。

また、市の計画策定・推進に関しては、沼田市環境審議会へ適時適切に報告を行い、意見を受けながら推進することとします。



○用語の解説

【数字】

2050年カーボンニュートラル宣言	令和2（2020）年10月に国が行った宣言。カーボンニュートラルは、温室効果ガスの「排出量」から「吸収量」や「除去量」を差し引いた結果を実質的にゼロにすることを指す。 →関連用語「ゼロカーボンシティ」
30by30（サーティ・バイ・サーティ）	2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。令和4（2022）年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030年の目標に位置づけられた。 →関連用語「OECM」、「自然共生サイト」 →関連コラム 39 ページ
3R（スリーアール）	Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取った総称で、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための基本的な取組として掲げられている。 →関連用語「サーキュラーエコノミー」

【英字】

IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略称。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織のこと。
OECM	Other Effective area-based Conservation Measures（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の略称。法令によって自然が守られる保護地域ではなく、人びとの生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域のことを指す。 →関連用語「30by30」、「自然共生サイト」

SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。 →関連コラム 7 ページ
SWOT 分析	外部環境や内部環境を強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）の4つの要素で分析する手法。事業やプロジェクトの現状把握、課題の特定、戦略立案等に活用できる。

【あ行】

ウェルビーイング／ 高い生活の質	国の第六次環境基本計画において、最上位の目標として掲げた言葉であり、環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇を達成することを指す。 →関連用語「第六次環境基本計画」
ウッドスタート	木育の第1歩として、赤ちゃんが初めて触れる道具やおもちゃに地産地消の木製品を選ぶことで、木の温もりを感じながら楽しく豊かに暮らしていくことができるような取組のこと。 →関連用語「木育」

【か行】

外来種被害予防3原則	外来種による被害を予防するために国で掲げている原則。1 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」、2 飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」、3 既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」の3つを原則としている。
------------	--

クビアカツヤカミキリ	中国等を原産地とするカミキリムシ。体長は 20～40 ミリメートル。胸部が赤色で、体全体はつやのある黒色。幼虫がサクラ類、ウメ、モモ等に寄生することで、それらの樹木を枯死させる。平成 30（2018）年に特定外来生物に指定された。 →関連コラム 37 ページ
------------	--

【さ行】

再生可能エネルギー	非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものを指す。太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマス等が該当する。 →関連用語「バイオマス」、「平川小水力発電所」
サーキュラーエコノミー（循環経済）	3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。 →関連用語「3R」 →関連コラム 43 ページ
指定暑熱避難施設	気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒情報発表期間中に誰もが休息できる施設として、市町村が指定した施設。クーリングシェルターとも呼ぶ。
自然共生サイト	「民間の取組等によって生物多様性の保全に貢献するような管理がなされている区域」として国に認定された場所を指す。令和 7（2025）年 4 月から、自然共生サイトを法制化した新法・地域生物多様性増進法が施行されたことにより、この法律に基づき認定された実施計画の実施区域も自然共生サイトに含まれる。自然共生サイトのうち保護地域との重複を除いた区域が OECM として国際データベースに登録される。 →関連用語「30by30」、「OECM」
食育	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを指す。 →関連用語「ネイチャーポジティブ」
ゼロカーボンシティ	脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す地方公共団体のこと。

【た行】

第六次環境基本計画	環境基本法に基づき、令和 6（2024）年 5 月に閣議決定された国の計画のこと。 →関連用語「ウェルビーイング／高い生活の質」 →関連コラム 27 ページ
デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）	2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向け、令和 4（2022）年 10 月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動のこと。 →関連コラム 33 ページ
てまえどり	食品小売店舗が販売する商品について、購入してすぐに食べる場合には、商品棚の手前にある商品等の販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ、という購買行動のこと。 →関連コラム 42 ページ
特定植物群落	植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるもの等を国が選定したもの。生育地や生育状況等を把握し、保護対策を検討するための調査を実施している。

【な行】

ぬまた環境ネット	沼田市内で環境問題に取り組む団体をネットワーク化した組織。各団体が連携、相互支援、情報共有することにより、活動が活性化し、環境活動が広まり、市の環境が守られることを目的として、平成 21（2009）年 4 月に組織された。
----------	--

沼田市くらしの環境 美化条例	市、市民等、事業者及び土地所有者等が連携・協力して市内の環境美化に取り組むことにより、市民の快適なくらしの確保及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする条例。平成 25（2013）年 10 月に施行された。 →関連コラム 46 ページ
ネイチャーポジティブ（自然再興）	「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。生物多様性国家戦略 2023-2030 における 2050 年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向けた 2030 年ミッションとして掲げられている。 →関連用語「生物多様性」

【は行】

バイオマス	生物資源（bio）と量（mass）を表す概念で、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（化石燃料を除く）のこと。木材のほか、農業残渣、食品残渣等の廃棄物等が含まれる。 →関連用語「再生可能エネルギー」
平川小水力発電所	令和 6（2024）年 11 月に完成した市営の小水力発電所。利根町平川町に位置し、一級河川片品川支流の平川（ひらかわ）から取水して発電を行う水路式発電所。最大出力は 537kW →関連用語「再生可能エネルギー」

【ま行】

木育	子どもから大人まで全ての人を対象に「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組。幼少期から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことが期待される。 →関連用語「ウッドスタート」
----	--

第3次沼田市環境基本計画

発行 年 月

〒378-8501

群馬県沼田市下之町888番地

TEL 0278-23-2111（代表）

ホームページ <https://www.city.numata.gunma.jp>

